

府計画(暫定計画を含む)		府計画改定素案	
編	章	構成	節
1 総則	第1章	計画の目的	第1章 計画の目的
	第2章	計画の性格	第2章 計画の性格
	第3章	計画の周知徹底	第3章 計画の周知徹底
	第4章	計画の修正に際し尊重すべき指針	第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針
	第5章	防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 暫定	第5章 計画の基礎とするべき災害の想定
	第6章	計画の基礎とするべき災害の想定	第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲
	第7章	防災関係機関の事務又は業務の大綱	第7章 防災関係機関の事務又は業務の大綱
2 原子力災害事前対策計画	第1章	基本方針	第1章 基本方針
	第2章	関西電力株式会社との高浜発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	第2章 関西電力株式会社との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理
	第3章	立入検査と報告の徴収	第3章 立入検査と報告の徴収
	第4章	原子力防災専門官との連携	第4章 原子力防災専門官との連携
	第5章	情報の収集・連絡体制等の整備	第5章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
	第6章	災害応急体制の整備	第6章 情報の収集・連絡体制等の整備
	第7章	避難収容活動体制の整備 暫定	第7章 災害応急体制の整備
	第8章	緊急輸送活動体制の整備	第8章 避難収容活動体制の整備
	第9章	救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	第9章 飲食物の出荷制限、摂取制限等
	第10章	住民等への的確な情報伝達体制の整備 暫定	第10章 緊急輸送活動体制の整備
	第11章	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 暫定	第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備
	第12章	防災業務関係者に対する研修	第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備
	第13章	防災訓練等の実施	第13章 行政機関の業務継続計画の策定
	第14章	災害復旧への備え	第14章 家庭動物等対策
	第15章	関西電力株式会社の行う予防対策	第15章 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信
3 緊急事態応急対策計画	第1章	基本方針	第1章 基本方針
	第2章	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
	第3章	活動体制の確立	第3章 活動体制の確立
	第4章	屋内退避、避難収容等の防護活動 暫定	第4章 屋内退避、避難収容等の防護活動
	第5章	飲料水、飲食物の摂取制限等	第5章 治安の確保及び火災の予防
	第6章	緊急輸送活動	第6章 飲食物の出荷制限、摂取制限等
	第7章	救助・救急及び医療活動	第7章 緊急輸送活動
	第8章	住民等への的確な情報伝達活動	第8章 救助・救急、消火及び医療活動
	第9章	関西電力株式会社の行う応急対策	第9章 住民等への的確な情報伝達活動
4 原子力災害中長期対策計画	第1章	基本方針	第1章 基本方針
	第2章	高浜発電所の防災体制の解除	第2章 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除
	第3章	現地事後対策連絡会議への職員の派遣	第3章 現地事後対策連絡会議への職員の派遣
	第4章	放射性物質による汚染の除去等	第4章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
	第5章	各種制限措置の解除	第5章 放射性物質による環境汚染への対処
	第6章	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	第6章 各種制限措置の解除
	第7章	災害地域住民に係る記録等の作成	第7章 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
	第8章	風評被害等の影響の軽減 暫定	第8章 災害地域住民に係る記録等の作成
	第9章	被災中小企業、被災農林漁業者等に対する支援	第9章 被災者等の生活再建等の支援
	第10章	心身の健康相談体制の整備	第10章 風評被害等の影響の軽減
	第11章	生活関連物資の供給及び価格の監視・調査	第11章 被災中小企業等に対する支援
	第10章	水資源対策	第12章 心身の健康相談体制の整備
	第11章	家庭動物等対策	第13章 生活関連物資の供給及び価格の監視・調査
			第14章 復旧・復興事業からの暴力団排除

暫定 暫定計画にも記載がある事項

地域防災計画(原子力発電所防災対策計画編)改定素案の記載内容

資料6-3②

編	章	構 成	主な記載内容(◆=新規)	備考	
1	総 則	第1章 計画の目的	高浜発電所及び大飯発電所を対象		
		第2章 計画の性格	計画の位置づけ		
		第3章 計画の周知徹底	防災関係機関への計画の周知・習熟		
		第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針	原子力災害対策指針を遵守		
		第5章 計画の基礎とするべき災害の想定	福島第一原発事故のような放射性物質が広範囲に影響を及ぼす過酷事故を想定		
		第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	PAZを概ね5km、UPZを概ね30km		
		第7章 防災関係機関の事務又は業務の大綱	防災関係機関が処理すべき事務等の大綱		
		第1章 基本方針	2編全体の基本方針		
		第2章 関西電力株式会社との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	関西電力発電所防災業務計画の修正手続き		
		第3章 立入検査と報告の徴収	原災法に基づく立入検査と報告の徴収手続き		
第4章 原子力防災専門官との連携	平常時から、防護対策や情報伝達等について国の原子力防災専門官と連携して実施				
第5章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	民間企業と協定を締結するなど連携強化を推進	◆			
2	原子力災害事前対策計画	第6章 情報の収集・連絡体制等の整備	防災諸活動の推進に向けて、公共用地等を有効活用	◆	
		第7章 災害応急体制の整備	被災市町から府へ被災状況報告ができない場合の対処	対策拠点施設と府・関係市町間の情報通信ネットワークの強化	◆
			災害対策本部室、広域振興局等に備えておくべき資料		
			専用回線網の整備、通信手段・経路の多様化、非常用電源の確保		
			警戒態勢、災害対策本部設置等に係る体制整備		
		第8章 避難収容活動体制の整備	事態の長期化に備えて、職員の実働体制をあらかじめ整備		◆
			警察、消防、自衛隊、緊急被ばく医療チームとの連携強化		
			他の都道府県等との応援協定の締結推進及び市町村間における応援協定締結促進		
			緊急時モニタリングの体制・役割、緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備		
			複合災害に備えた体制の整備、人材・資機材の確保		◆
PAZ・UPZの避難計画策定			◆		
第9章 国の協力の下、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進	国の協力の下、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進		◆		
	応急仮設住宅建設に要する資機材に関し、あらかじめ調達・供給体制を整備		◆		

編	章	構 成	主な記載内容(◆=新規)	備考		
2	原子力災害事前対策計画	第8章 避難収容活動体制の整備	◆ 被災者支援の仕組み整備 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備 空調・洋式トイレなど、災害時要配慮者にも配慮した施設・設備の整備	◆		
		第9章 飲食物の出荷制限、摂取制限等	◆ 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ規定	◆		
		第10章 緊急輸送活動体制の整備	◆ 緊急輸送ネットワークの形成	◆		
		第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	◆ 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設・集積拠点の把握 救助・救急機能の強化、緊急被ばく医療活動の充実・強化 大規模災害時に必要な物資に係る備蓄・調達・輸送体制の整備、供給計画の策定	◆		
		第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備	◆ 情報伝達時の役割明確化、多様なメディアの活用	◆		
		第13章 行政機関の業務継続計画の策定	◆ 庁舎の退避先・業務継続計画の策定	◆		
		第14章 家庭動物等対策	◆ 飼い主に対して事前にガイドブックを配付	◆		
		第15章 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	◆ 教育機関における防災教育の充実、要配慮者に配慮した防災知識の普及・啓発 国際会議等を通じて災害から得られた知見や教訓を情報発信	◆		
		第16章 防災業務関係者の人材育成	◆ 緊急時モニタリングや被ばく医療の必要性等研修内容の充実	◆		
		第17章 防災訓練等の実施	◆ 自衛隊との共同防災訓練、ブライント型訓練の実施	◆		
		第18章 関西電力株式会社の行う予防対策	◆ 環境条件の調査、通信連絡網の整備	◆		
		第19章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	◆ 核燃料運搬時の事故対応	◆		
		第1章 基本方針	◆ 3編全体の基本方針	◆		
		3	緊急事態応急対策計画	第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	◆ 重大なトラブル、特定事象発生時の体制整備 一般回線が使用できない場合の対処 緊急時モニタリング、公衆の被ばく線量の実測	◆ 指針改定予定
				第3章 活動体制の確立	◆ 重大なトラブル、特定事象発生時の事故対策本部・災害対策本部の設置 原子力被災者生活支援チームとの連携 防災関係者の安全確保、防護資機材の配備	◆
第4章 屋内退避、避難収容等の防護活動	◆ PAZ及びUPZIにおける防護活動 避難の長期化に備え、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握 避難場所の運営における女性の参画推進、男女双方の視点等に配慮			◆ 指針改定予定		
	◆ 安定ヨウ素剤の準備、避難者への説明			◆		
	◆ 避難者に対して迅速な応急仮設住宅、公営住宅等の提供			◆		
	◆ 広域一時滞在に関する他の都道府県との協議			◆		
				◆		
				◆		
				◆		
				◆		

編	章	構 成	主な記載内容(◆=新規)	備考
3	緊急事態 緊急対策計画	第4章 屋内退避、避難収容等の防護活動	◆ 暫定 スクリーニングの実施、安定ヨウ素剤の予防服用に係る措置 病院の避難計画に基づき入院者を他の施設に転院 生徒在校時における迅速かつ安全な避難 警戒区域に車両の進入を防止する措置 被災者のニーズに応じて生活必需品を供給・分配	指針改定予定
		第5章 治安の確保及び火災の予防	◆ 応急対策実施区域における盗難等の犯罪の未然防止、火災の予防	
		第6章 飲食物の出荷制限、摂取制限等	◆ 国からの要請による飲食物の検査、出荷制限、摂取制限の実施	
		第7章 緊急輸送活動	◆ 緊急輸送の順序、範囲、手段の確保	
		第8章 救助・救急、消火及び医療活動	◆ 救助・救急に係る応援要請、緊急時医療センターによる医療活動、安定ヨウ素剤の服用指示	指針改定予定
		第9章 住民等への的確な情報伝達活動	◆ 原子力事故の状況、放射能影響予測等住民に役立つ正確な情報の提供	
		第10章 自発的支援の受入れ等	◆ 住民等からの問い合わせ窓口の設置	
		第11章 行政機関の業務継続に係る措置	◆ ボランティア、義援物資、義援金の受け入れ 避難指示区域にある庁舎の退避、業務継続計画による重要業務の継続	
		第12章 水資源対策	◆ 水道事業者・下水道管理者が行う措置、関西広域連合との連携	
		第13章 家庭動物等対策	◆ 災害時動物救護マニュアルにより、飼い主とはぐれたペットの対応や特定動物の飼養者に対する指導体制を整備	
		第14章 関西電力株式会社の行う応急対策	◆ 災害状況の把握、傷病者等の救出	
		第1章 基本方針	◆ 4編全体の基本方針	
		第2章 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除	◆ 防災体制の解除手続き	
		第3章 現地事後対策連絡会議への職員の派遣	◆ 職員の派遣、講じるべき事後対策の確認	
第4章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	◆ 市町村からの避難区域見直しの報告			
第5章 放射性物質による環境汚染への対処	◆ 環境汚染への対処について必要な措置を実施			
第6章 各種制限措置の解除	◆ 専門家の助言を受けて制限措置を解除			
第7章 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	◆ モニタリングの結果公表、平常時モニタリング体制への移行			
第8章 災害地域住民に係る記録等の作成	◆ 災害地域住民の記録、影響調査の実施、災害対策措置状況の記録 被災者に対する住まいの確保、生活資金等の支給、相談窓口の設置			
第9章 被災者等の生活再建等の支援	◆ 被災者等の生活再建等の支援			
第10章 風評被害等の影響の軽減	◆ 風評被害の未然防止、適切な産品流通・観光客来訪の確保			
第11章 被災中小企業等に対する支援	◆ 被災中小企業に対する融資相談、制度融資の活用等			
第12章 心身の健康相談体制の整備	◆ 心身の健康相談及び健康調査に係る体制の整備			
第13章 生活関連物資の受給及び価格の監視・調査	◆ 被災地における生活関連物資の価格動向の監視及び公表			
第14章 復旧・復興事業からの暴力団排除	◆ 復旧・復興事業への暴力団参入実態把握、排除活動の徹底			

府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）（第1編 総則）

資料6-3③

国のマニュアル	府計画・暫定計画（現行）	府計画改定素案	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的</p> <p>1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、府に隣接する福井県大飯郡高浜町の関西電力株式会社高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）の原子炉の運転等（<u>原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。</u>）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で高浜発電所外（<u>高浜発電所に係る放射性物質の運搬の場合にあつては当該運搬に使用する容器外</u>）へ放出されることによる原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>2 原子力発電施設に係る核燃料物質等</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、府に隣接する福井県大飯郡高浜町の関西電力株式会社高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）及び福井県大飯郡おおい町の関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>第2章第20編に新設</p>

の輸送中における事故等に際しても、この計画並びに府地域防災計画一般計画編及び事故対策計画編に準じて措置する。

第2節 計画の性格

1. ○○県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、○○県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても 対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. ○○県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「○○県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「○○県地域防災計画（共通編、○○編）」によるものとする。

3. 市町村地域防災計画との関係

市町村が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、

第2章 計画の性格

1 原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、府の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

府等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても 対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 府地域防災計画一般計画編との整合性

この計画は、「府地域防災計画」の「原子力発電所防災計画編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「府地域防災計画一般計画編」によるものとする。

3 市町村地域防災計画との関係

原災法第7条第2項に規定する関係周辺市町村（以下「関係市」という。）の防災会議が地域防災計画（原子力災

第2章 計画の性格

1 原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、府の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

府等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても 対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 府地域防災計画一般計画編との整合性

この計画は、「府地域防災計画」の「原子力発電所防災計画編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「府地域防災計画一般計画編」によるものとする。

3 市町村地域防災計画との関係

市町村の防災会議が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するに当たっては、この計画を基

県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。

4. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力

害対策編）を作成又は修正するに当たっては、国の防災基本計画に基づいて作成又は修正するものとし、府の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的に定めておくものとする。

なお、府は、関係市の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。

4 計画の修正

この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

なお、この計画を検討するときは、京都府原子力防災専門委員から助言を得るものとする。

第3章 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4章 計画の修正に際し尊重すべき指針

この計画の修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成20年3月27日改訂。

本とするものとし、府の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的に定めておくものとする。

なお、府は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。

4 計画の修正

この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

なお、この計画を検討するときは、京都府原子力防災専門委員から助言を得るものとする。

第3章 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」（平成24年●●月●●日策定）を遵守するものとする。

規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成●●年●月●●日改訂）を遵守するものとする。

以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。

第5章 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において示されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）のめやす」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本府において防災対策を重点的に充実すべき地域は次表のとおりとする。

次表略

【暫定計画第2 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等】

(1) 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

平成24年4月の防災指針の一部見直しにおいて、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲として、PAZ、UPZの導入等が予定されていることを踏まえ、本府における防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

（第6章に移動）

を、PAZについては高浜発電所から概ね半径5km、UPZについては高浜及び大飯発電所から概ね半径30kmの範囲とし、次のとおりとする。

次表・・・略

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

以下省略

第6章 計画の基礎とするべき災害の想定

防災対策を重点的に充実すべき地域における高浜発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、防災指針によると以下のとおりとされている。

防災指針第2章2-2(1)①「原子炉施設等で想定される放出形態」

原子炉施設等においては、多重の物理的防護壁により施設からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル(気体中に浮遊する微粒子)として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記の放射性物質に対する対策を充実しておけば、所要の対応

第5章 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

原子力災害対策指針第1(2)①(i)「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「プルーム」という。)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある

ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

【原子力発電所の場合】

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、具体的な地域を定めるものとする。

【原子力発電所の場合】

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域

- ・ 予防的防護措置を準備する区域
(PAZ : Precautionary Action Zone)
- ・ 緊急時防護措置を準備する区域
(UPZ : Urgent Protective action
planning Zone)

【原子力発電所以外の原子力施設の場合】

以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

- ・ 実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域

この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
〇〇市	〇〇区〇〇
	〇〇区〇〇
〇〇村	〇〇地区
	〇〇地区

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は〇〇県地域防災計画（共通編）第〇章〇節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本

第7章 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は京都府地域防災計画一般計画編第1編第8章に定めるところによるほか次のとおりとする。

(PAZ : Precautionary Action Zone)

- ・ 緊急時防護措置を準備する区域
(UPZ : Urgent Protective action
planning Zone)

この考え方を踏まえ、本府において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次表のとおりとする。

次表・・・略

第7章 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は京都府地域防災計画一般計画編第1編第8章に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本

に次のとおりとする。

※ 防災関係機関の処理すべき事務
又は業務の大綱・・・略

防災関係機関の処理すべき事務又は業
務の大綱・・・略

【暫定計画第2 防災対策を重点
的に充実すべき地域の範囲等】

(2) 防災関係機関の事務又は業務
の大綱

原子力防災に関し、府、市町
村、指定地方行政機関、指定公
共機関、指定地方公共機関、公
共的団体等の防災関係機関が処
理すべき事務又は業務の大綱は
京都府地域防災計画一般計画編
第1編第8章に定めるところに
よるほか次のとおりとする。

防災関係機関の処理すべき事務
又は業務の大綱・・・略

に次のとおりとする。

防災関係機関の処理すべき事務又は業
務の大綱・・・略

府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）（第2編 原子力災害事前対策計画）

国のマニュアル	府計画・暫定計画（現行）	府計画改定素案	備考
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針 本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>(1) 県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町村の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p>	<p>第2編 原子力災害予防対策計画</p> <p>第1章 基本方針 本編は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を定めるものである。</p> <p>第2章 関西電力株式会社との高浜発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>1 <u>関西電力株式会社は、毎年、高浜発電所原子力事業者防災業務計画について、府地域防災計画と抵触していないかどうか、府に意見を聴いた上で検討を加え、修正の必要があると認められるときは、府と協議をした上で当該計画を修正することとされている。</u> <u>府は、関西電力株式会社から意見聴取があった場合において、府地域防災計画との抵触について回答するものとする。</u> <u>府は、関西電力株式会社から修正しようとする高浜発電所原子力事業者防災業務計画案について、関西電力株式会社から協議の申し入れがあった場合において、府地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、関西電力株式会社と修正の協議を開始するとともに、速や</u></p>	<p>第2編 原子力災害事前対策計画</p> <p>第1章 基本方針 本編は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>第2章 関西電力株式会社との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>1 <u>府は、関西電力株式会社が修正しようとする高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画案について、府地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、関西電力株式会社が計画を修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、速やかに府内の原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村（以下、「府内関係市町」という。）に計画案を送付し、相当の期限を定めて、府内関係市町の意見を聴き必要に応じて関西電力株式会社との協議に反映させるものとする。</u></p>	

- (2) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (3) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (4) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第3節 立入検査と報告の徴収

- (1) 県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立ち入り検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

かに関係市に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係市の意見を聴き必要に応じて関西電力株式会社との協議に反映させるものとする。

- 2 府〔府民生活部〕は、関西電力株式会社から高浜発電所に係る下記の書類の届け出があった場合、関係市に当該届け出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (1) 高浜発電所原子力防災組織の原子力防災要員の現況の届け出
- (2) 高浜発電所原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出
- (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届け出

第3章 立入検査と報告の徴収

- 1 府〔府民生活部、文化環境部〕は、必要に応じ、原災法の規定に基づき関西電力株式会社から報告の徴収及び立入検査（以下この章において、「報告徴収等」という。）を実施すること等により、関西電力株式会社が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

- 2 府〔府民生活部〕は、関西電力株式会社から高浜発電所及び大飯発電所に係る下記の書類の届出があった場合、府内関係市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (1) 高浜発電所及び大飯発電所原子力防災組織の原子力防災要員の現況の届出
- (2) 高浜発電所及び大飯発電所原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者の選任又は解任の届出
- (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届出

第3章 立入検査と報告の徴収

- 1 府〔府民生活部、文化環境部、保健環境研究所、保健所〕は、必要に応じ、原災法の規定に基づき関西電力株式会社から報告の徴収及び立入検査（以下この章において、「報告徴収等」という。）を実施すること等により、関西電力株式会社が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

(2) 立入検査を実施する県の職員は知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第4節 原子力防災専門官との連携

県は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災

2 府〔府民生活部、文化環境部〕は、報告徴収等を実施した場合は、その結果について、法令に抵触しない範囲において関係市に通知するものとする。

3 立入検査は、府の職員及び京都府原子力防災専門委員が実施するものとし、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第4章 原子力防災専門官との連携

府〔府民生活部〕は、この計画の修正、高浜発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

2 府〔府民生活部、文化環境部〕は、報告徴収等を実施した場合は、その結果について、法令に抵触しない範囲において府内関係市町に通知するものとする。

3 立入検査は、府の職員及び京都府原子力防災専門委員が実施するものとし、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第4章 原子力防災専門官との連携

府〔府民生活部〕は、この計画の修正、高浜発電所及び大飯発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 府〔府民生活部〕は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委

害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(3) 県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関相互の連携体制の確保

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在市町村、関係周辺

第5章 情報の収集・連絡体制等の整備

府は、国、関係市、福井県、関西電力株式会社、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 府と関係機関相互の連携体制

府〔府民生活部〕は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市、

託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

2 府〔府民生活部〕は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

3 府〔府民生活部〕は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

4 府〔府民生活部〕は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第6章 情報の収集・連絡体制等の整備

府は、国、府内関係市町、福井県、関西電力株式会社、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 府と関係機関相互の連携体制の確保

府〔府民生活部〕は、原子力災害に対し万全を期すため、国、府内関

旧14章

市町村、関係周辺都道府県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町村から都道府県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、都道府県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知する。

- ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意味決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行

福井県、関西電力株式会社、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。

その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また特に、関西電力株式会社とは、この計画、「高浜発電所の安全確保に係る通報連絡等協定書」などにより、平常時、緊急時及び災害発生時における各種情報の連絡通報に万全を期するものとする。

〔資料〕 2-5-1-①

高浜発電所の安全確保に係る
通報連絡等

【暫定計画第2 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等】

(3) 情報の収集・連絡体制の整備

府は、国、関係市町、関西電力株式会社、その他防災関係機関と、緊急時及び災害発生時における原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、別図のとおり情報連絡体制等を整備する。

別図・・・略

(2) 機動的な情報収集体制

府〔府民生活部〕は、機動的な情

係市町、福井県、関西電力株式会社、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町村から府へ被災状況の報告ができない場合を想定し、府職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、関西電力株式会社、関係機関等に周知する。

- ・関西電力株式会社からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意味決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

府〔府民生活部〕は、機動的な情

うため、国及び所在市町村、関係周辺市町村と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

報収集活動を行うため、国及び関係市と協力し、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

府〔府民生活部〕は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に考慮して、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信関係防災機関との連携

府〔府民生活部〕は、非常通信関係防災機関と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

府〔府民生活部〕は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

報収集活動を行うため、国及び府内関係市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

府〔府民生活部〕は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信関係防災機関との連携

府〔府民生活部〕は、非常通信関係防災機関と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

府〔府民生活部〕は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

府〔府民生活部〕は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、所在市町村、関係周辺

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部〕は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

[資料] 2-5-2-①

緊急技術助言組織構成員

2-5-2-②

現地派遣専門家

2-5-2-③

緊急モニタリング要員及び機材

2-5-2-④

緊急被ばく医療現地派遣チーム

2-5-2-⑤

京都府原子力防災専門委員

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

府〔府民生活部〕は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

府は、関係市と協力して、応急対

る。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部〕は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

[資料] 2-5-2-1

緊急技術助言組織構成員

2-5-2-2

現地派遣専門家

2-5-2-3

緊急モニタリング要員及び機材

2-5-2-4

緊急被ばく医療現地派遣チーム

2-5-2-5

京都府原子力防災専門委員

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

府〔府民生活部〕は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

府は、国、府内関係市町及び関西

市町村及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを実際に管理するものとする。

<整備を行うべき資料の例>

① 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図

イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

策の的確な実施に資するため、次に掲げる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部室、京都府中丹広域振興局及び対策拠点施設に適切に備え付けるものとする。

ア 高浜発電所に関する資料

- (ア) 高浜発電所原子力事業者防災業務計画

- (イ) 高浜発電所の施設の配置図

[資料] 2-5-2-⑥

高浜発電所の施設概要

イ 社会環境に関する資料

- (ア) 周辺概況図

[資料] 2-5-2-⑦

周辺概況図

- (イ) 周辺地域の人口、世帯数（高浜発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

[資料] 2-5-2-⑧

周辺地域の夜間人口とその分布

電力株式会社と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部室、京都府南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局及び対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを実際に管理するものとする。

ア 発電所に関する資料

- (ア) 高浜発電所原子力事業者防災業務計画

- (イ) 高浜発電所の施設の配置図

- (ウ) 大飯発電所原子力事業者防災業務計画

- (エ) 大飯発電所の施設の配置図

[資料] 2-5-2-6

高浜発電所の施設概要

2-5-2-7

大飯発電所の施設概要

イ 社会環境に関する資料

- (ア) 周辺概況図

[資料] 2-5-2-8

周辺概況図

- (イ) 周辺地域の人口、世帯数（発電所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

[資料] 2-5-2-9

周辺地域の夜間人口とその分布

2-5-2-10

ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）

エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）

2-5-2-⑨
観光客等の入込状況等

(ウ) 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

[資料] 2-5-2-⑩
主要道路の概況
2-5-2-⑪
JR等の輸送能力
2-5-2-⑫
ヘリポート適地、漁港等位置
図

2-5-2-⑬
乗船施設及び船舶
2-5-2-⑭
ヘリポート適地

(エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

[資料] 2-5-2-⑮
避難者収容施設
(オ) 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）

[資料] 2-5-2-⑯
避難対象施設（避難時に特に配慮を必要とする施設）

観光客等の入込状況等

(ウ) 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

[資料] 2-5-2-11
主要道路の概況
2-5-2-12
JR等の輸送能力
2-5-2-13
ヘリポート適地、漁港等位置
図

2-5-2-14
乗船施設及び船舶
2-5-2-15
ヘリポート適地

(エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

[資料] 2-5-2-16
避難者収容施設
(オ) 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

[資料] 2-5-2-17
避難対象施設（避難時に特に配慮を必要とする施設）

カ 緊急被ばく医療施設に関する資料
 (初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等)

キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 周辺地域の気象資料(過去〇年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等)

イ 線量推定計算に関する資料

ウ 平常時環境放射線モニタリング資料(過去〇年間の統計値)

エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

(カ) 医療施設に関する資料
 [資料] 2-5-2-17
 医療施設

ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 (ア) 周辺地域の気象資料
 [資料] 2-5-2-18
 周辺地域の気象の状況

(イ) 線量推定計算に関する資料
 (ウ) 平常時環境放射線モニタリング資料
 [資料] 2-5-2-19
 原子力発電所緊急時環境放射線モニタリング計画
 2-5-2-20
 高浜発電所環境放射線測定計画
 2-5-2-21
 環境放射線測定地点及び環境試料採取地点
 2-5-2-22
 環境放射線能測定車及び環境放射線調査車測定地点
 2-5-2-23
 環境放射線等測定結果

(エ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

(カ) 緊急被ばく医療施設に関する資料(初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等)
 [資料] 2-5-2-18
 緊急被ばく医療施設

ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 (ア) 周辺地域の気象資料
 [資料] 2-5-2-19
 周辺地域の気象の状況

(イ) 線量推定計算に関する資料
 (ウ) 平常時環境放射線モニタリング資料
 [資料] 2-5-2-20
 原子力発電所緊急時環境放射線モニタリング計画
 2-5-2-21
 高浜発電所及び大飯発電所環境放射線測定計画
 2-5-2-22
 環境放射線測定地点及び環境試料採取地点
 2-5-2-23
 環境放射線能測定車及び環境放射線調査車測定地点
 2-5-2-24
 環境放射線等測定結果

(エ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

<p>オ 農林水産物の生産及び出荷状況</p>	<p>[資料] 2-5-2-24 給水状況 (オ) 農林水産物の生産及び出荷状況</p>	<p>[資料] 2-5-2-25 給水状況 (オ) 農林水産物の生産及び出荷状況</p>	
<p>④ 防護資機材等に関する資料</p>	<p>[資料] 2-5-2-25 農林水産物の生産及び出荷状況</p>	<p>[資料] 2-5-2-26 農林水産物の生産及び出荷状況</p>	
<p>ア 防護資機材の備蓄・配備状況</p>	<p>エ 防護資機材等に関する資料 (ア) 防護資機材の備蓄・配備状況</p>	<p>エ 防護資機材等に関する資料 (ア) 防護資機材の備蓄・配備状況</p>	
<p>イ 避難用車両の緊急時における運用体制</p>	<p>[資料] 2-5-2-26 防護資機材の配備状況 (イ) 避難用車両等の緊急時における運用体制</p>	<p>[資料] 2-5-2-27 防護資機材の配備状況 (イ) 避難用車両等の緊急時における運用体制</p>	
	<p>[資料] 2-5-2-27 乗合自動車、貸切旅客自動車の調達可能数</p>	<p>[資料] 2-5-2-28 乗合自動車、貸切旅客自動車の調達可能数</p>	
	<p>2-5-2-28 京都府、舞鶴市及び綾部市の保有車両</p>	<p>2-5-2-29 京都府、<u>京都市</u>、<u>福知山市</u>、<u>舞鶴市</u>、<u>綾部市</u>、<u>宮津市</u>、<u>南丹市</u>、<u>京丹波町</u>、<u>伊根町</u>の保有車両</p>	
	<p>2-5-2-29 自衛隊の輸送能力</p>	<p>2-5-2-30 自衛隊の輸送能力</p>	
	<p>2-5-2-30 第八管区海上保安本部の輸送能力</p>	<p>2-5-2-31 第八管区海上保安本部の輸送能力</p>	
<p>ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</p>	<p>2-5-2-31 府所属の船舶 (ウ) ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</p>	<p>2-5-2-32 府所属の船舶 (ウ) <u>安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</u></p>	
<p>⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料</p>	<p>[資料] 2-5-2-32 医療活動用資機材の配備状況</p>	<p>[資料] 2-5-2-33 医療活動用資機材の配備状況 オ <u>緊急事態発生時の連絡体制に関する資料</u> (ア) <u>関西電力株式会社を含む防災</u></p>	
	<p>ア 原子力事業者を含む防災業務関係</p>		

機関の緊急時対応組織に関する資料
(人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む)

イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制(報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など)

ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

ア 地区ごとの避難計画(移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの)

イ 避難所運用体制(避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの)

3. 通信手段の確保

県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国、所在市町村、関係周辺市町村との間の専用回線網の整備

3 通信手段の確保

府は、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に対応する諸設備等の整備を行うものとする。

(1) 専用回線網の整備

ア 府と国、関係市との間の専用回線網の整備

業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料(人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む)

(イ) 関西電力株式会社との緊急事態発生時の連絡体制(報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など)

(ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

カ 避難に関する資料

(ア) 地区ごとの避難計画(移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの)

(イ) 避難所運用体制(避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの)

3 通信手段の確保

府は、国及び府内関係市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所及び大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に対応する諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

ア 府と国、府内関係市町との間の専用回線網の整備

県と国は、緊急時における県と国及び県と所在市町村、関係周辺市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② 対策拠点施設との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び所在市町村、関係周辺市町村との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

① 防災行政無線の整備

県は、国、所在市町村、関係周辺市町村とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

② 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信

府〔府民生活部〕は、国及び関係市との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

〔資料〕 2-5-3-①

原子力発電施設等緊急時連絡設備
イ 対策拠点施設との間の専用回線網の整備

府〔府民生活部〕は、国と連携し、対策拠点施設と府との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

ア 府衛星通信系防災情報通信システムの活用

府〔府民生活部〕は、府衛星通信系防災情報通信システムについて、確実なルートの設定を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。

〔資料〕 2-5-3-②

京都府衛星通信系防災情報通信システム回線構成図

イ 機動性のある緊急通信手段の確保

府〔府民生活部〕は、通信衛星

府〔府民生活部〕と国は、緊急時における府と国及び府と府内関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

〔資料〕 2-5-3-1

原子力発電施設等緊急時連絡設備
イ 対策拠点施設との間の専用回線網の整備

府〔府民生活部〕は、国と連携し、対策拠点施設と府、府内関係市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

ア 防災行政無線の整備

府〔府民生活部〕は、国、府内関係市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

イ 災害に強い伝送路の構築

府〔府民生活部〕は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

〔資料〕 2-5-3-2

京都府衛星通信系防災情報通信システム回線構成図

ウ 機動性のある緊急通信手段の確保

府〔府民生活部〕は、通信衛星

手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

④ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

⑤ 災害時優先電話等の活用

県は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の整備・維持に努めるものとする。

[資料] 2-5-3-③

可搬型衛星地球局整備状況

ウ 多様な情報収集・伝達システムの活用

府〔府民生活部〕は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ送システムの活用に努めるものとする。

エ 災害時優先電話等の活用

府〔府民生活部〕は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

[資料] 2-5-3-④

孤立防止対策用衛星電話機設置状況

2-5-3-⑤

有線放送設備

2-5-3-⑥

漁業無線設備

を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

[資料] 2-5-3-3

可搬型衛星地球局整備状況

エ 多様な情報収集・伝達システムの整備

府〔府民生活部〕は、国の協力の下、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

オ 災害時優先電話等の活用

府〔府民生活部〕は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

[資料] 2-5-3-4

孤立防止対策用衛星電話機設置状況

2-5-3-5

有線放送設備

2-5-3-6

漁業無線設備

2-5-3-⑦
関西電力株式会社の通信設備

⑥ 通信輻輳の防止

県は、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

⑦ 非常用電源等の確保

県は、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

⑧ 保守点検の実施

県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第7節 緊急事態応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検

第6章 災害応急体制の整備

府は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討す

2-5-3-7
関西電力株式会社の通信設備

カ 通信輻輳の防止

府〔府民生活部〕は、府内関係市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

キ 非常用電源等の確保

府〔府民生活部〕は、府内関係市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

ク 保守点検の実施

府〔府民生活部〕は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第7章 災害応急体制の整備

府は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検

討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

県は、原災法10条事象（特定事象）及び原災法10条に至る可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障（警戒事象）発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

県は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、直ちに国、関

るとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3編「原子力災害応急対策計画」に反映させるものとする。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

府は、高浜発電所から情報提供、重大なトラブル（高浜発電所から異常時における連絡を受けた場合であって、その連絡事項が特定事象に至るおそれがあると認められるときをいう。以下同じ。）に関する情報連絡、高浜発電所原子力事業者防災業務計画第3章第1節1に規定する原子力第一防災体制（原災法第11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備において、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されるか、そのおそれがある場合に高浜発電所がとる原子力防災体制をいう。以下「原子力第一防災体制」という。）の発令の連絡及び特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

府は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国、関係市及び福井

討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3編「緊急事態応急対策計画」に反映させるものとする。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

府は、高浜発電所原子力事業者防災業務計画第3章第1節1若しくは大飯発電所原子力事業者防災業務計画第〇章第〇節〇に規定する原子力第一防災体制（原災法第11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備において、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されるか、そのおそれがある場合に高浜発電所及び大飯発電所がとる原子力防災体制をいう。以下「原子力第一防災体制」という。）の発令の連絡又は原災法第10条事象（特定事象）及び原災法第10条に至る可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障（警戒事象）発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

府は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、直ちに国、府

係周辺都道府県、所在市町村及び関係周辺市町村と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

2. 災害対策本部体制等の整備

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あ

県等と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

府は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに府の職員を迅速に派遣するため、現地に配置する原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

府は、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても同様とする。

内関係市町、福井県、滋賀県、高浜町、おおい町並びに福井県内及び滋賀県内の原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村（以下、「福井県等」という。）と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

府は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに府の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

府は、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、府は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞が

あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、関係周辺都道府県、所在市町村及び関係周辺市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

府は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市及び福井県等とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の原子力災害現地対策本部、府、関係市、福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者のほか、必要と認めるときは、協議して、指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、府は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法、現地における対応方針を定める少人数のグループ等について、地域の実情等を考慮し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

また、府は、少人数のグループのメンバーとなる責任ある判断の行える者をあらかじめ定めておくものとする。

ないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

府は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、府内関係市町及び福井県等とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、府、府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、府は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会の下にモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、府、府内関係

等を担う機能班を設け国、県、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4. 長期化に備えた動員体制の整備

県は、国、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5. 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6. 警察災害派遣隊

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。

7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援

さらに、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会の下に施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別に分けた作業グループを設け国、府、関係市、福井県及び関西電力株式会社等のそれぞれの職員を配置することとされており、府はそれぞれの作業グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4. 防災関係機関相互の連携体制

府は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国の安全規制担当省庁、関係都道府県、関係市町村、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。

5. 広域緊急援助隊

府警察本部は、警察庁及び他の都道府県警察本部と協力し、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。

6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援

市町、福井県等及び関西電力株式会社等のそれぞれの職員を配置することとされており、府はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4. 長期化に備えた動員体制の整備

府は、国、府内関係市町、福井県等、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5. 防災関係機関相互の連携体制

府は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、府内関係市町、福井県等、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6. 警察災害派遣隊

府警察本部は、警察庁及び他の都道府県警察本部と協力し、警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図るものとする。

7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援

助隊

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

8. 自衛隊との連携体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

9. 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住

助隊

府〔府民生活部〕は、消防の応援について府内外の近隣市町村及び府内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制の整備に努めるものとする。

7. 自衛隊派遣要請体制

府〔府民生活部〕は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

8. 緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請体制

府〔健康福祉部〕は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

9. 広域的な応援協力体制等

府〔府民生活部〕は、緊急時における広域的な応援について、隣接府県等

助隊

府〔府民生活部〕は、消防の応援について府内外の近隣市町村及び府内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

8. 自衛隊との連携体制

府〔府民生活部〕は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

9. 緊急被ばく医療チームの派遣要請体制

府〔健康福祉部〕は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

府〔府民生活部〕は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリ

者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は別表のとおりである。

別表・・・・・・・・略

との応援協定の締結及び府内の関係市町村間の応援協定締結の促進を図るものとする。

また、府は、原子力事業所との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を図っておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は次のとおりである。

- (1) 原子力災害時の相互応援に関する協定
- (2) 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定
- (3) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

[資料] 2-6-9-①

原子力災害時の相互応援に関する協定

2-6-9-②

近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する協定

2-6-9-③

全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

【暫定計画第6 広域的連携体制の整備】

府[知事直轄組織、政策企画部、府民生活部、警察本部]は、平常時における福井県、滋賀県、府内

ーニング(「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び関西広域連合並びに防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力の下、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。

また、府は、高浜発電所及び大飯発電所との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県及び関西広域連合への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は次のとおりである。

- (1) 原子力災害時の相互応援に関する協定
- (2) 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定
- (3) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

[資料] 2-6-9-1

原子力災害時の相互応援に関

市町村、関西広域連合、全国知事会等との連携とともに、緊急時における広域的な協力応援体制等を整備しておくものとする。

1 市町村の協力応援体制等

府は〔府民生活部〕は、広域避難施設の開設、関係市町への応援など府内市町村間の協力応援体制を整備する。

2 府の協力応援体制等

府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、必要に応じ、「原子力災害時の相互応援に関する協定」、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等あらかじめ締結された応援協定等に基づき、全国知事会・他都道府県等に対し速やかに人員、資機材、物資等に係る応援要請を行うものとする。

府〔府民生活部〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は関係市町から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

府警察本部は、必要に応じ、府公安委員会を通じ警察庁及び全国都道府県警察に対して広域緊急援助隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。

3 福井県、滋賀県との連携

する協定

2-6-9-2

近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する協定

2-6-9-3

全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

府〔府民生活部、文化環境部〕は、環境放射線等モニタリングや避難体制、訓練等に関し、平常時から、福井県及び滋賀県と緊密な連携を図るものとする。

4 関西広域連合との連携

府〔府民生活部〕は、必要に応じ、関西広域連合に対し応援要請を行うものとする。

5 広域避難体制の整備

府〔府民生活部〕は、関係市町等と協議し広域避難計画（基本型）を整備するが、避難に当たっては、緊急時モニタリング結果やSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）による予測等に基づき、柔軟に対応するものとする。

なお、府域を超える避難については、関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づき対応するものとする。

また、府の地域機関、関係市町の機関等が避難対象区域となった場合についても、広域避難計画（基本型）において、あらかじめ定めた移転先に行政機能を移転するものとする。このため該当の関係機関においては、業務継続計画の整備をする。

11. 対策拠点施設

(1) 県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更に

10 対策拠点施設

11 対策拠点施設

ついて、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

- (2) 県は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。
- (3) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。
- (4) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる対策拠点施設の施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。
- (5) 対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

12. モニタリング体制等

緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）については、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観

(1) 府〔府民生活部〕は、対策拠点施設を平常時から訓練等に活用するものとする。

(2) 府〔府民生活部〕は、福井県及び国が行う対策拠点施設の施設、設備、備え付けの防護資機材及び資料等の整備、維持・管理について、必要に応じ協力するものとする。

11. モニタリング体制等

府〔文化環境部〕は、緊急時における高浜発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）

計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

(1) 府〔府民生活部〕は、対策拠点施設を平常時から訓練等に活用するものとする。

(2) 府〔府民生活部〕は、福井県及び国が行う対策拠点施設の施設、設備、備え付けの防護資機材及び資料等の整備、維持・管理について、必要に応じ協力するものとする。

12. モニタリング体制等

緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）については、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。

府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時における高浜発電所及び大飯発電所からの放射性物質又

点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施する。また、県は、国及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

(1) 緊急時モニタリング計画の策定
県は、原子力災害対策指針や国の

[資料] 2-5-2-⑱
原子力発電所緊急時環境放射線モニタリング計画
2-5-2-⑳
高浜発電所環境放射線測定計画
2-5-2-㉑
環境放射線測定地点及び環境試料採取地点
2-5-2-㉒
環境放射線測定車及び環境放射線調査車測定地点

【暫定計画第3 環境放射線等モニタリング体制の整備】

府〔文化環境部〕は、緊急時における高浜及び大飯発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、暫定的にモニタリングポストを充実し、平常時より環境放射線モニタリングを実施・公表するとともに、今後体制整備を図っていくものとする。

府〔健康福祉部、農林水産部〕は、平常時より流通食品等の放射性物質検査を実施し、検査結果を公表する。

また、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）体制を整備する。

(1) 緊急時モニタリング計画の策定
府〔文化環境部〕は、原子力安全

は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施するとともに、国及び関西電力株式会社と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

[資料] 2-5-2-19
原子力発電所緊急時環境放射線モニタリング計画
2-5-2-20
高浜発電所及び大飯発電所環境放射線測定計画
2-5-2-21
環境放射線測定地点及び環境試料採取地点
2-5-2-22
環境放射線測定車及び環境放射線調査車測定地点

(1) 緊急時モニタリング計画の策定
府〔文化環境部、健康福祉部、農

定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。

なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。

(2) モニタリング設備・機器等の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

環境放射線モニタリング設備、機器類の配備状況・・・略

〃の整備計画・・・略

委員会が定める指針に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。

また、府は、緊急時モニタリング計画を踏まえ、必要に応じ緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。

【暫定計画第3 環境放射線等モニタリング体制の整備】

1 緊急時モニタリング体制の整備

府〔文化環境部〕は、緊急時モニタリング計画を整備するとともに、必要に応じ緊急時モニタリング実施要領を整備する。

(2) モニタリング設備・機器の整備・維持

府〔文化環境部〕は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、放射線測定所、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

〔資料〕 2-6-11-①

放射能測定設備及び機器等

2-6-11-②

京都府環境放射線監視テレメータシステム

2-6-11-③

〔林水産部〕は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。

また、府は、緊急時モニタリング計画を踏まえ、必要に応じ緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。

なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。

(2) モニタリング設備・機器等の整備・維持

府〔文化環境部、保健環境研究所、保健所〕は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、衛星携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

〔資料〕 2-6-11-1

放射能測定設備及び機器等

2-6-11-2

京都府環境放射線監視テレメ

(3) 緊急時モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等を定めておくものとする。

モニタリング組織、役割・・・略

(5) 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備

県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図るものとする。

県は、国、指定公共機関及び原子

(3) モニタリング要員の確保

府〔文化環境部〕は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

【暫定計画第3 環境放射線等モニタリング体制の整備】

3 モニタリング要員の育成

府〔文化環境部〕は、緊急時モニタリングを円滑かつ安全に行うため、緊急時モニタリング要員の研修・訓練を定期的に行い、人材の育成に努めるものとする。

(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割

府〔文化環境部〕は、モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等を定めておくものとする。

(5) 関係機関との協力体制の整備

府〔文化環境部〕は、国、関西電力株式会社その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し平常時より緊密な連携を図るとともに、これらの機関から派遣される緊

(3) 緊急時モニタリング要員の確保

府〔文化環境部、保健環境研究所、保健所〕は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割

府〔文化環境部、保健環境研究所、保健所〕は、モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等を定めておくものとする。

(5) 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備

府〔文化環境部〕は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図るものとする。

府は、国、指定公共機関及び関西

力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。

(6) 緊急時予測システム

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と、環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について整備するものとする。

〔資料〕 2-5-2-③

緊急モニタリング要員及び機材

【暫定計画第3 環境放射線等モニタリング体制の整備】

2 関係機関との協力体制の整備

府〔文化環境部〕は、国、福井県、滋賀県、関西電力株式会社その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し、平常時より観測データの共有体制を構築するなど緊密な連携を図るとともに、これらの機関から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について整備するものとする。

(6) 緊急時放射線影響予測システム

府〔府民生活部、文化環境部〕は、国、関西電力株式会社と連携し、必要に応じ平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

電力株式会社から派遣される緊急時モニタリング要員等の受入体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、指定公共機関、関西電力株式会社等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。

〔資料〕 2-5-2-3

緊急モニタリング要員及び機材

(6) 緊急時放射線影響予測システム

府〔府民生活部、文化環境部〕は、国、指定公共機関、関西電力株式会社と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

(7) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

13. 専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者より特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

14. 複合災害に備えた体制の整備

県は国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動

12 専門家の派遣要請手続き

府〔府民生活部〕は、特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

〔資料〕 2-5-2-①
緊急技術助言組織構成員
2-5-2-②
現地派遣専門家

(7) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

府〔健康福祉部〕は、国の支援の下、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

13 専門家の派遣要請手続き

府〔府民生活部〕は、関西電力株式会社から特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

〔資料〕 2-5-2-1
緊急技術助言組織構成員
2-5-2-2
現地派遣専門家

14 複合災害に備えた体制の整備

府〔府民生活部〕は国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動

員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

15. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成

県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。

【原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を含む県】

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとする。

【原子力災害対策指針に基づく緊急時防

員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

15 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

府〔府民生活部〕は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び関西電力株式会社と相互の連携を図るものとする。

第8章 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

府〔府民生活部〕は、府内関係市町村等に対し、国、関係機関及び関西電力株式会社の協力の下、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。

【原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）】

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとする。

【原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）】

第7章 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

府〔府民生活部〕は、関係市に対し、国及び関西電力株式会社の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。

【暫定計画第5 避難等体制の整備】

1 避難計画の作成

府〔府民生活部〕は、関係市町に対し、国及び関西電力株式会社の協力のもと、暫定的な屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。

護措置を準備する区域（UPZ）を含む県】

予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとする。

【共通】

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の府及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

2. 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

また、県は避難場所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。また、国の協力のも

なお、住民等の屋内退避及び避難の実施については、現在の京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）に定める「屋内退避及び避難の指標」によるものとする。

さらに、当面、事故継続等の長期的な緊急時の状況において、国から示された、計画的避難区域の設定の暫定的な目安 $2.0\text{ mSv}/\text{年}$ 、及び幼児・児童・生徒が校庭・園庭で活動する際に利用時間の制限を加えるべき目安 $3.8\ \mu\text{Sv}/\text{時}$ （ $2.0\text{ mSv}/\text{年}$ に相当）にも準拠し、適切に対応するものとする。

2. 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、関係市に対し、公民館等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

〔資料〕 2-5-2-⑩
避難者収容施設

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、緊急通信手段の整備及び衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の

予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとする。

【共通】

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の府及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び府が中心となって関西広域連合及び都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

2. 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、府内関係市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

〔資料〕 2-5-2-15
避難者収容施設

また、府は避難場所の指定に当た

と、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

整備に努めるよう助言するものとする。

【暫定計画第5 避難等体制の整備】

2 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、関係市町に対し、公民館等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て、当面の避難所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、緊急通信手段の整備及び衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

府〔府民生活部〕は、防護服等避難誘導のために必要な資機材を整備するとともに、関係市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。

(3) 関係市町の区域を越えた避難への対応

府〔府民生活部〕は、関係市町の区域を越えて避難を行

っては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要配慮者に十分配慮する。また、国の協力の下、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。

なお、この場合、府は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

(4) 他県との協力・連携

避難所の確保に係る検討に当たっては、福井県、滋賀県等他県と協力・連携して対応するものとする。

3 要配慮者等への配慮

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、国の協力を得て、関係市町が行う避難誘導、情報提供及び避難所の生活環境の整備に当たっては、要配慮者及び外国人に十分配慮して行うよう助言するとともに、必要な協力を行うものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるよう助言するとともに、必要な協力を行うものとする。

今後、入院患者や入所者の受入など、病院、福祉施設等要配慮者施設間の協力体制の構築について、府、関係市町、施設管理者等が連携して調整を進めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、所在市町村及び関係周辺市町村等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の整備

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

府〔府民生活部〕は、関係市に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

府〔府民生活部〕は、関係市に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

府〔府民生活部〕は、府内関係市町村等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、府は、府内関係市町村等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

府〔府民生活部〕は、府内関係市町に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

府〔府民生活部〕は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の整備

府〔府民生活部、建設交通部〕は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制

る。

(6) 救助に関する施設等の整備

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

(7) 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(8) 避難場所における設備等の整備

県は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(9) 物資の備蓄に係る整備

県は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

を整備しておくものとする。

(6) 救助に関する施設等の整備

府〔府民生活部〕は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

(7) 被災者支援の仕組みの整備

府は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(8) 避難場所における設備等の整備

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(9) 物資の備蓄に係る整備

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 県は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- ① 災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
- ② 災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。
- ③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。
- ④ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。
- ⑤ 市町村に対し、災害時要援護者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

府〔府民生活部〕は、要配慮者、外国人及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、関係市に対し、周辺住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力や要配慮者等と的確に情報連絡が行える情報通信機器の活用や避難誘導体制の整備について、助言するものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について特に配慮するものとする。

〔資料〕 2-5-2-⑩

避難対象施設（避難時に特に配慮を必要とする施設）

3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 災害時要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

イ 災害時要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、府内関係市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。

ウ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

エ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。

オ 市町村に対し、災害時要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対し

[資料] 2-5-2-16

避難対象施設（避難時に特に配慮を必要とする施設）

(2) 病院等医療機関の管理者は、府及び府内関係市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、国の協力の下病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、府及び府内関係市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣

て災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

4. 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は市町村と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6. 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、所在市町村及び関係周辺市町村等が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための

可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

4. 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、府、府内関係市町と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、府〔教育委員会〕は、学校等が市町村と連携し、保護者との間で災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、府、府内関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6. 住民等の避難状況の確認体制の整備

府〔府民生活部〕は、府内関係市町等が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体

4. 住民等の避難状況の確認体制の整備

府〔府民生活部〕は、関係市が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあら

体制をあらかじめ整備しておくよう所在市町村及び関係周辺市町村等に対し助言するものとする。

7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

9. 避難場所・避難方法等の周知

県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市町村、関係周辺市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と連携のうえ、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情

かじめ整備しておくよう関係市に対し助言するものとする。

5. 避難場所・避難方法等の周知

府〔府民生活部〕は、関係市に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、平常時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

制をあらかじめ整備しておくよう府内関係市町等に対し助言するものとする。

7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

府〔府民生活部〕は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

府〔府民生活部〕は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

9. 避難場所・避難方法等の周知

府〔府民生活部〕は、府内関係市町等に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を、府内関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。府〔府民生活部〕は、国、府内関係市町及び関西電力株式会社と連携の上、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整

報について整理しておくものとする。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

第8章 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送体制の整備

府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部、建設交通部、警察本部〕は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

〔資料〕 2-5-2-⑩

主要道路の概況

2-5-2-⑫

ヘリポート適地、漁港等位置
図

理しておくものとする。

第9章 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

府〔健康福祉部〕は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

府〔健康福祉部〕は、府内関係市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第10章 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送体制の整備

府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部、建設交通部、警察本部〕は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

〔資料〕 2-5-2-10

主要道路の概況

2-5-2-12

ヘリポート適地、漁港等位置

2-5-2-⑭
ヘリポート適地

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備
- (1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
- (2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。
- (3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (4) 県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・

2. 交通管理体制等の整備

- (1) 府〔建設交通部〕は、府の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また、府警察本部等は、必要に応じ社団法人京都府警備業協会との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結し、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うものとする。

〔資料〕2-8-2-①
交通規制計画

- (2) 府警察本部は、警察庁及び隣接府県警察と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (3) 府警察本部は、警察庁及び隣接府県警察と協力し、広域的な交通管理

図
2-5-2-14
ヘリポート適地

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 府〔府民生活部、建設交通部〕は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また、府は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

- (2) 府〔建設交通部〕は、府の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、府警察本部等は、必要に応じ社団法人京都府警備業協会との応援協定等により、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うものとする。

〔資料〕2-8-2-1
交通規制計画

- (3) 府警察本部は、警察庁及び隣接府県警察と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (4) 府警察本部は、警察庁及び隣接府県警察と協力し、PAZなど緊急性

円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 県及び県警察は、国、所在市町村及び関係周辺市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

(6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。

(7) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

(8) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整

体制の整備に努めるものとする。

(4) 府〔建設交通部〕は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、被害状況の把握装置や情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図るものとする。

の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 府〔建設交通部〕及び府警察本部は、国及び府内関係市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、道路交通の状況等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

(6) 府〔府民生活部〕は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。

(7) 府〔府民生活部〕は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

(8) 府〔府民生活部〕は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報

理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

- (9) 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、所在市町村及び関係周辺市町村と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

2. 救助・救急機能の強化

県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第9章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

府〔府民生活部〕は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市町村と協力し、ヘリコプター等に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

- (9) 府〔府民生活部〕は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

府〔府民生活部〕は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、府内関係市町と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、府内関係市町に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

2. 救助・救急機能の強化

府〔府民生活部〕は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。

(2) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

(3) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。

(4) 県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

2. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

府〔健康福祉部〕は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

また、府は、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

さらに、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

〔資料〕 2-5-2-⑱

被ばく医療施設

2-5-2-㉔

医療活動用資機材の配備状況

【暫定計画第4 被ばく医療体制の整備】

府〔健康福祉部〕は、緊急時の医療体制の充実を図るため、初期被ばく医療機関を追加指定するとともに、被ばく医療機関等への放射線測定資機材、除染資機材、ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の配備など、EPZの拡大に対応できる緊急被ばく医療体

3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

(1) 府〔健康福祉部〕は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。

(2) 府〔健康福祉部〕は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

(3) 府〔健康福祉部〕は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。

(4) 府〔健康福祉部〕は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

〔資料〕 2-5-2-17

被ばく医療施設

制の整備を進めるものとする。
また、今後、緊急時放射線検査施設の追加を検討するものとする。

2-5-2-32
医療活動用資機材の配備状況

4. 消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から所在市町村及び関係周辺市町村、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言するものとする。

5. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

(2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

6. 物資の調達、供給活動

(1) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資

3. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 府〔府民生活部〕は、国と協力し、応急対策を行う府及び関係市の防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

〔資料〕 2-5-2-26

防護資機材の配備状況

(2) 府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、応急対策を行う府及び関係市の防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

4. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 府〔府民生活部〕は、国及び府内関係市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

〔資料〕 2-5-2-26

防護資機材の配備状況

(2) 府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、府内関係市町及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

5. 物資の調達、供給活動

(1) 府〔府民生活部〕は、国、府内関係市町及び関西電力株式会社と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物

についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

県は、災害の規模等に鑑み、所在市町村、関係周辺市町村等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 府〔府民生活部〕は、国、府内関係市町と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

府〔府民生活部〕は、災害の規模等に鑑み、府内関係市町等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

7. 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) 県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 県は、原子力災害の特殊性にかん

第10章 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 府〔府民生活部〕は、国及び関係市と連携し、特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。
- 2 府〔府民生活部〕は、的確な情報を常に伝達できるよう、広報体制並びに府衛星通信系防災情報通信システム、広報車両等の施設及び装備の整備を図るものとする。
- 3 府〔府民生活部、中丹広域振興局〕は、国、関係市と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等を定めておくものとする。
- 4 府〔府民生活部〕は、原子力災害の

6 大規模・特殊災害における救助隊の整備

府〔府民生活部〕は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 府〔府民生活部〕は、国、府内関係市町と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- 2 府〔府民生活部〕は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、広報体制、府衛星通信系防災情報通信システム、広報車両等の施設及び装備の整備を図るものとする。
- 3 府〔府民生活部、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、国及び府内関係市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等を定めておくものとする。
- 4 府〔府民生活部〕は、原子力災害の

がみ、国及び市町村と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

- (5) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、

特殊性を考慮し、国及び関係市と連携し、要配慮者、外国人及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、関係市に助言するものとする。

- 5 府〔知事直轄組織、府民生活部、文化環境部〕は、ラジオやテレビのほか、ホームページ（インターネット）、移動体通信、有線放送、表示装置等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

特殊性を考慮し、国及び市町村と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

- 5 府〔知事直轄組織、府民生活部、文化環境部〕は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第13章 行政機関の業務継続計画の策定

府〔府民生活部〕は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源

定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

【暫定計画第10 家庭動物等対策】

災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想されるため、府〔健康福祉部・農林水産部〕は、緊急時の家庭動物等の収容及び救護のため、収容施設並びに飼養機材及び医薬品の整備を進めるとともに、関係市町に対し避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設を整備するよう助言するものとする。

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

(1) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、所在市町村及び関係周辺市町村が行う住民等に対する原子力防

第11章 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

府〔府民生活部、教育委員会〕は、国、関係市及び関西電力株式会社と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と

の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第14章 家庭動物等対策

- (1) 府は、災害時に飼い主が速やかにペットと避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。
- (2) 府は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。

第15章 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

(1) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、国、府内関係市町及び関西電力株式会社と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町村が行う住民等に対する原子力防

防災に関する知識の普及と啓発に
し必要な助言を行うものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に
関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関する
こと
- ④ 放射線による健康への影響及び
放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策
の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難
所に関すること
- ⑦ 災害時要援護者への支援に関す
ること
- ⑧ 緊急時にとるべき行動
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に
関すること

(2) 県は教育機関、民間団体等との密
接な連携の下、防災教育を実施する
ものとし、教育機関においては、防
災に関する教育の充実に努めるもの
とする。

(3) 県が防災知識の普及と啓発を行
うに際しては、高齢者、障害者、外国
人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援
護者へ十分に配慮することにより、
地域において災害時要援護者を支援
する体制が整備されるよう努めると
ともに、被災時の男女のニーズの違
い等、男女双方の視点へ十分に配慮

啓発に
し必要な助言を行うものとする。

教育機関においては、防災に関する
教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際し
ては、要配慮者及び外国人に十分配慮
し、地域において支援する体制が整備
されるよう努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関
すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関するこ
と。
- (4) 放射線による健康への影響及び放
射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に国、府及び関係市等が講
じる対策の内容に関すること。
- (6) コンクリート屋内退避所、避難所
に関すること。
- (7) 緊急時にとるべき行動及び避難所
での行動等に関すること。

**【暫定計画第7 住民等への情報
伝達及び知識の普及と啓発】**

1 住民等への的確な情報伝達体
制の整備

(1) 府〔府民生活部〕は、国及
び関係市町と連携し、特定事
象発生後の経過に応じて住民
等に提供すべき情報の項目に
ついて整理しておくものとし
る。

(2) 府〔府民生活部〕は、的確
な情報を常に伝達できるよう、

災に関する知識の普及と啓発に関し
必要な助言を行うものとする。

ア 放射性物質及び放射線の特性に
関すること。

イ 原子力施設の概要に関するこ
と。

ウ 原子力災害とその特性に関する
こと。

エ 放射線による健康への影響及び
放射線防護に関すること。

オ 緊急時に国、府及び府内関係市
町等が講じる対策の内容に関する
こと。

カ コンクリート屋内退避所、避難
所に関すること。

キ 災害時要配慮者への支援に関す
ること。

ク 緊急時にとるべき行動

ケ 避難所での運営管理、行動等に
関すること。

(2) 府〔府民生活部、教育委員会〕は、
教育機関、市町（組合）教育委員会
及び民間団体等との密接な連携の
下、防災教育を実施するものとし、
教育機関においては、防災に関する
教育の充実に努めるものとする。

(3) 府が防災知識の普及と啓発を行
うに際しては、高齢者、障害者、外国
人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配
慮者へ十分に配慮することにより、
地域において災害時要配慮者を支援
する体制が整備されるよう努めると
ともに、被災時の男女のニーズの違
い等、男女双方の視点へ十分に配慮

削除部分(2)、(3)に記載

するよう努めるものとする。

- (4) 県は、避難状況の確実な把握のため、市町村が住民等に向けて実施する、指定をした避難所以外に避難した場合等に、災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することの周知について、協力するものとする。
- (5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めるものとする。
- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

広報体制並びに府衛星通信系防災情報通信システム、広報車両等の施設及び装備の整備を図るものとする。

- (3) 府〔府民生活部、南丹・中丹・丹後各広域振興局〕は、国、関係市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等を定めておくものとする。
- (4) 府〔府民生活部〕は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び関係市町と連携し、要配慮者、外国人及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、関係市町に助言するものとする。
- (5) 府〔知事直轄組織、府民生活部、文化環境部〕は、ラジオやテレビのほか、インターネット、移動体通信、有線放送、表示装置等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。
- 2 住民等に対する知識の普及と啓発
- 府〔府民生活部、教育委員会〕は、国、関係市町及び関西電力株式会社と協力して、住民等に

するよう努めるものとする。

- (4) 府〔府民生活部〕は、避難状況の確実な把握のため、市町村が住民等に向けて実施する、指定をした避難所以外に避難した場合等に、災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することの周知について、協力するものとする。
- (5) 府〔府民生活部〕は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めるものとする。
- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、府〔府民生活部〕は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、ホームページ、広報紙、パンフレット等により関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実を図るものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者及び外国人に十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特
性に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関する
こと。
- (3) 原子力災害とその特性に関
すること。
- (4) 放射線による健康への影響
及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に国、府及び関係市
町等が講じる対策の内容に関
すること。
- (6) コンクリート屋内退避所、
避難所に関すること。
- (7) 緊急時にとるべき行動及び
避難所での行動等に関するこ
と。

- 3 関係市町長のとるべき措置
関係市町の長は、被害予想地

域の住民に対し、住民がとるべき応急対策等の実施について、広報車、有線放送等あらゆる通報手段を用いて的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

第15節 防災業務関係者の人材育成

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること

第12章 防災業務関係者に対する研修

府は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に国、府及び関係市等が講じる対策の内容に関すること。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。

第16章 防災業務関係者の人材育成

府は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること。

- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町村、自衛隊等と連携し、

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 緊急時予測システム情報の活用訓練
- ⑥ 緊急被ばく医療訓練
- ⑦ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑧ 周辺住民避難訓練
- ⑨ 人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、

(9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること。

(10) その他緊急時対応に関すること。

第13章 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 府は、国、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 緊急被ばく医療訓練
- カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- キ 周辺住民避難・退避訓練

等の防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

(2) 府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部〕は、経済産業省が原災法第13条に基づく総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急

(6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。

(7) 緊急時に国、府及び府内関係市町等が講じる対策の内容に関すること。

(8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。

(9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること。

(10) その他緊急時対応に関すること。

第17章 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 府は、国、関西電力株式会社等関係機関の支援の下、市町村、自衛隊等と連携し、

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 緊急時予測システム情報の活用訓練
- カ 緊急被ばく医療訓練
- キ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ク 周辺住民避難訓練
- ケ 人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

(2) 府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部〕は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施

緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2. 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、所在市町村、関係周辺市町村、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 自衛隊と共同の防災訓練

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

3. 実践的な訓練の実施と事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知

被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等府が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2. 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

府は、計画に基づき、国、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

府は、高浜発電所が原災法第13条に基づく総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づき必要に応じ住民の協力を得て、国、関係市、福井県、関西電力株式会社等防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3. 実践的な訓練の工夫と事後評価

府は、訓練を実施するにあたり、経済産業省の助言を受けて作成した想定を踏まえるなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して府が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2. 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

府は、計画に基づき、国、関西電力株式会社等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

府は、高浜発電所又は大飯発電所が原災法第13条に基づく総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づき必要に応じ住民の協力を得て、国、府内関係市町、福井県等、関西電力株式会社、その他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 自衛隊と共同の防災訓練

府は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

3. 実践的な訓練の実施と事後評価

府は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知

らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

府は、訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めるとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し改善点を明らかにした上で、必要に応じ緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

第14章 災害復旧への備え

府〔府民生活部〕は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を行うものとする。

第15章 関西電力株式会社の行う予防対策

高浜発電所における原子力防災については、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災対法等の原子力関係法令に基づき周辺環境の安全確保、安全防護施設の設置をはじめ

らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めるとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにした上で、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

更に、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

(削除)

第18章 関西電力株式会社の行う予防対策

高浜発電所及び大飯発電所における原子力防災については、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災対法等の原子力関係法令に基づき周辺環境の安全確保、安全防護施設

第5章へ

め、いかなる事態にも対処できるよう次の対策を講じるものとする。

1 環境条件の調査

施設周辺の人口構成及び人口分布等の資料の整備並びに平常時における放射能水準等災害対策上必要な事項の調査を行う。

2 通信連絡網の整備

災害に関する情報の収集及び伝達について組織・通信機器等整備を行う。

3 防災上必要な研究

国又は防災機関の行う災害予防に関する科学的な研究に協力し、その成果を利用して災害予防対策の効果的な実施を図る。

4 防災上必要な安全教育及び訓練等

平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるとともに、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、発電所に従事する職員及び関連協力会社職員等に対し、これに関する知識の周知徹底を図るための安全教育及び緊急時に対処するための訓練等を実施する。

5 放射能等監視体制の整備

(1) 空間放射線量率等の監視

舞鶴市田井小学校跡地、夕潮台公園の府域2箇所及び高浜発電所敷地ほか福井県内10箇所にモニタステーション又はモニタリングポスト（NaI(Tl)シンチレーション検出器等）による連続測定並びに積算線量測定素子による定期測定（4回/年）を行う。

設の設置をはじめ、いかなる事態にも対処できるよう次の対策を講じるものとする。

1 環境条件の調査

施設周辺の人口構成及び人口分布等の資料の整備並びに平常時における放射能水準等災害対策上必要な事項の調査を行う。

2 通信連絡網の整備

災害に関する情報の収集及び伝達について組織・通信機器等整備を行う。

3 防災上必要な研究

国又は防災機関の行う災害予防に関する科学的な研究に協力し、その成果を利用して災害予防対策の効果的な実施を図る。

4 防災上必要な安全教育及び訓練等

平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるとともに、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、発電所に従事する職員及び関連協力会社職員等に対し、これに関する知識の周知徹底を図るための安全教育及び緊急時に対処するための訓練等を実施する。

5 放射能等監視体制の整備

(1) 空間放射線量率等の監視

舞鶴市田井小学校跡地、夕潮台公園、_____の府域__箇所並びに高浜発電所及び大飯発電所敷地ほか福井県内__箇所にモニタステーション又はモニタリングポスト（NaI(Tl)シンチレーション検出器等）による連続測定並びに積算線量測定素子による定期測定（4回/年）を行

(2) 海洋放射能等の監視

原子力発電所放水口に水モニタを設置し、放射能の連続測定及び海水、海底土、生物の放射能の定期測定（4回／年）を行う。また、周辺海域の水温・塩分分布の定期測定（2回／日／季）を行う。

(3) 放射性物質の放出状況の監視

原子力発電所排気筒にダストモニタ、ガスモニタ等を設置し、放射能の常時測定を行う。

(4) 上記(1) から(3) の調査、測定の結果については、「高浜発電所の安全確保に係る通報連絡等協定書」に基づいて府へ報告する。

なお、測定値に異常があった場合には、国（経済産業省資源エネルギー庁、文部科学省）及び府へ連絡するとともに、原因の把握等所要の措置を講じるものとする。

6 住民広報窓口の設置

原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置する体制を整備する。

〔資料〕 2-5-2-②

高浜発電所環境放射線測定計画

2-5-3-⑦

関西電力株式会社の通信設備

う。

(2) 海洋放射能等の監視

原子力発電所放水口に水モニタを設置し、放射能の連続測定及び海水、海底土、生物の放射能の定期測定（4回／年）を行う。また、周辺海域の水温・塩分分布の定期測定（2回／日／季）を行う。

(3) 放射性物質の放出状況の監視

原子力発電所排気筒にダストモニタ、ガスモニタ等を設置し、放射能の常時測定を行う。

(4) 上記(1) から(3) の調査、測定の結果については、「高浜発電所の安全確保に係る通報連絡等協定書」に基づいて府へ報告する。

なお、測定値に異常があった場合には、国（経済産業省資源エネルギー庁、文部科学省）及び府へ連絡するとともに、原因の把握等所要の措置を講じるものとする。

6 住民広報窓口の設置

原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置する体制を整備する。

〔資料〕 2-5-2-20

高浜発電所及び大飯発電所環境放射線測定計画

2-5-3-7

関西電力株式会社の通信設備

第17節 原子力施設上空の飛行規制

原子力施設上空の航空安全確保に関する

る規制措置については、次のとおりである。

飛行規制の状況・・・・・・・・略

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保

第19章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保

安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

- (4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

- (4) 府及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）（第3編 緊急事態応急対策計画）

国のマニュアル	府計画・暫定計画（現行）	府計画改定素案	備考
<p>第3章 緊急事態応急対策 第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報及び原災法10条の可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心としたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1. 特定事象等発生情報等の連絡</p>	<p>第3編 原子力災害応急対策計画 第1章 基本方針</p> <p>本編は、<u>高浜発電所から重大なトラブルに関する情報</u>、原子力第一防災体制発令の連絡、原災法第10条に基づき特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 特定事象発生情報等の連絡 (1) 重大なトラブルに関する情報連絡の場合 <u>関西電力株式会社は、重大なトラブルが発生した場合、直ちに府、関係市及び関係機関に連絡するものとする。</u> <u>なお、連絡系統図は、別図1のとおりである。</u></p> <p>(2) 原子力第一防災体制発令の連絡の場合 高浜発電所の原子力防災管理者</p>	<p>第3編 緊急事態応急対策計画 第1章 基本方針</p> <p>本編は、<u>関西電力株式会社から、原災法第10条に基づき特定事象の通報並びに原災法10条の可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）及び原子力第一防災体制発令の通報・連絡があった場合の対応</u>、同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 特定事象等発生情報等の連絡 (1) 関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において、原災法10条の可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）には、直ちに府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。 <u>なお、連絡系統図は、別図1のとおりである。</u></p> <p>(2) 原子力第一防災体制発令の連絡の場合 高浜発電所及び大飯発電所の原子</p>	

(以下「原子力防災管理者」という。)は、原子力第一防災体制を発令した場合、直ちに府、関係市及び関係機関に連絡するものとする。

なお、連絡系統図は、別図1のとおりである。

(1) 原子力事業者からの警戒事象発生
の通報があった場合

① 原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町村、関係機関等への連絡に備えるものとする。

② 原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者の援護体制を構築するよう連絡することとされている。

③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡す

力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、原子力第一防災体制を発令した場合、直ちに府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。

なお、連絡系統図は、別図1のとおりである。

(3) 警戒事象発生
の通報があった場合

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、所在都道府県をはじめ、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係機関等への連絡に備えるものとする。

イ 原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び所在県に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要配慮者の援護体制を構築するよう連絡することとされている。

ウ 府〔府民生活部〕は、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項について、府内関係市町及び関係する指定地方公

るものとする。

(2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町村、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市町村及び県警察本部に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。

(3) 高浜発電所からの特定事象発生通報があった場合

ア 原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、原災法、高浜発電所原子力事業者防災業務計画等に基づき15分以内を目途として、府をはじめ官邸（内閣官房）、経済産業省、福井県、高浜町、舞鶴市、綾部市、警察本部、消防機関、海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

イ 経済産業省は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、福井県、高浜町及び警察本部に連絡するものとされている。

共機関に連絡するものとする。

(4) 特定事象発生通報があった場合

ア 原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、原災法、高浜発電所原子力事業者防災業務計画、大飯発電所原子力事業者防災業務計画等に基づき15分以内を目途として、府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、福井県、高浜町、おおい町、舞鶴市、綾部市、宮津市、伊根町、南丹市、京丹波町、京都市、警察本部、消防機関、海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、府は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、府をはじめ官邸（内閣官房）、福井県、高浜町、おおい町及び福井県警察本部に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされて

③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係周辺市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

- ・ P A Z を含む市町村と同様の情報を U P Z を含む市町村に連絡
- ・ U P Z を含む市町村に連絡する際には、P A Z 内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載

④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市町村、関係周辺都道府県に連絡することとされている。

(3) 県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡すると

ウ 府〔府民生活部〕は、原子力防災管理者及び経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、関係市及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。

エ 原子力保安検査官等現地に配置された経済産業省の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、府をはじめ経済産業省、福井県及び高浜町に連絡することとされている。

なお、これらの連絡系統図は、別図2のとおりである。

(4) 府の放射線測定所で特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

ア 府〔府民生活部、文化環境部〕は、特定事象発生の通報がない場合において、府が設置している放射線測定所により特定事象発生の通報を行うべき数値を検出したときは、直ちに原子力防災専門官に

いる。

ウ 府〔府民生活部〕は、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し府内関係市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

- ・ P A Z を含む市町村と同様の情報を U P Z を含む市町村に連絡
- ・ U P Z を含む市町村に連絡する際には、P A Z 内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載

エ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、府をはじめ、国、福井県等に連絡することとされている。

なお、これらの連絡系統図は、別図2のとおりである。

(5) 府のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

① 府〔府民生活部、文化環境部〕は、通報がない状態において、府が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子

もに、必要に応じ原子力事業者
に確認を行うものとする。

- ② 連絡を受けた原子力防災専門
官は、直ちに原子力保安検査官
と連携を図りつつ、原子力事業
者に施設の状況確認を行うよう
指示することとされており、県
はその結果について速やかに連
絡を受けるものとする。

なお、これらの連絡系統図は
別図のとおりである。

別図・・・・・・・・略

2. 応急対策活動情報の連絡

- (1) 特定事象発生後の応急対策活動情
報、被害情報等の連絡

- ① 原子力事業者は、県をはじめ
官邸（内閣官房）、原子力規制委
員会、所在市町村、関係周辺都
道府県、県警察本部、所在市町
村の消防機関、最寄りの海上保

連絡するとともに、必要に応じ高
浜発電所に確認を行うものとし
る。

- イ 連絡を受けた原子力防災専門官
は、直ちに原子力保安検査官と連
携を図りつつ、高浜発電所に施設
の状況確認を行うよう指示するこ
ととされており、府はその結果に
ついて速やかに連絡を受けるもの
とする。

なお、これらの連絡系統図は別
図2のとおりである。

2 応急対策活動情報の連絡

- (1) 重大なトラブルに関する情報連絡
後の情報連絡

関西電力株式会社は、府、関係市
及び関係機関に施設の状況等を定期
的に文書をもって連絡するものとし
る。

- (2) 原子力第一防災体制発令後の情報
連絡

原子力防災管理者は、府、関係市
及び関係機関に施設の状況、応急対
策活動の状況、発電所原子力緊急時
対策本部の設置状況等を定期的に文
書をもって連絡するものとする。

- (3) 特定事象発生後の応急対策活動情
報、被害情報等の連絡

- ア 原子力防災管理者は、府をは
じめ官邸（内閣官房）、経済産業省、
福井県、高浜町、舞鶴市、綾部市、
警察本部、消防機関、海上保安部
署、原子力防災専門官等に特定事

力防災専門官に連絡するととも
に、必要に応じ関西電力株式会
社に確認を行うものとする。

- ② 連絡を受けた原子力防災専門
官は、直ちに原子力保安検査官
と連携を図りつつ、関西電力株
式会社に施設の状況確認を行う
よう指示することとされており、
府はその結果について速やかに
連絡を受けるものとする。

なお、これらの連絡系統図は
別図2のとおりである。

2 応急対策活動情報の連絡

- (1) 警戒事象に関する情報連絡後の情
報連絡

関西電力株式会社は、府、府内関
係市町及び関係機関に施設の状況等
を定期的に文書をもって連絡するも
のとする。

- (2) 原子力第一防災体制発令後の情報
連絡

原子力防災管理者は、府、府内関
係市町及び関係機関に施設の状況、
応急対策活動の状況、発電所原子力
緊急時対策本部の設置状況等を定期
的に文書をもって連絡するものとし
る。

- (3) 特定事象発生後の応急対策活動情
報、被害情報等の連絡

- ア 原子力防災管理者は、府をは
じめ官邸（内閣官房）、原子力規
制委員会、福井県等、府内関係
市町、福井県警察本部、高浜町
及びおおい町の消防機関、最寄

安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

② 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

③ 県は、関係周辺市町村及び指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

④ 県及び所在市町村は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

象発生後における施設の状況、関西電力株式会社の応急対策活動の状況及び発電所原子力緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

イ 府〔府民生活部〕は、経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、関係市から災対法第53条第1項等により報告を受けた災害情報等、自ら行う応急対策活動状況等を経済産業省に連絡及び消防庁に報告するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 府〔府民生活部〕は、福井県、関係市及び指定地方公共機関等との間において、原子力防災管理者及び経済産業省から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、関西電力株式会社の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書によりをもって連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、府は通報を受けた事象に関する関西電力株式会社への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 府〔府民生活部〕は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、関西電力株式会社等から連絡を受けた事項、関係市町から災対法第53条第1項等により報告を受けた被害状況等、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 府〔府民生活部〕は、府内関係市町及び指定地方公共機関等との間において、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ 府〔府民生活部〕及び府内関係市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

- ⑤ 県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
- (2) 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）
- ① 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。
- 県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ② 県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- ③ 原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び所在市町村、関係周辺市町

- エ 府〔府民生活部〕は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
- (4) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡
- ア 府は、国の原子力災害現地対策本部、関係市、福井県等、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社その他関係機関と、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた作業グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、府が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。派遣職員の構成、業務内容等は別に定める。
- イ 府は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、府が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- ウ 原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る府、関係

- オ 府〔府民生活部〕は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
- (4) 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）
- ア 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。
- 府は、国の現地対策本部、福井県等、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村、指定地方公共機関及び関西電力株式会社その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、府が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。派遣職員の構成、業務内容等は別に定める。
- イ 府は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、府が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- ウ 原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、府、府内関係市町、福井県等をはじめ、関

村をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3. 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を周辺市町村に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) 初動段階の緊急時モニタリングの実施

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリング（空間放射

市、福井県等をはじめ関西電力株式会社、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) 原子力第一防災体制発令の連絡を受けた場合の対応

府〔文化環境部〕は、周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリングを強化し、結果をとりまとめ、第3編第3章1(2)アに規定する事故対策本部に報告するものとする。

(2) 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

府〔文化環境部〕は、(1)で強化したモニタリングを継続するとともに、結果をとりまとめ第3編第3章1(3)アに規定する災害対策本部に

西電力株式会社、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3. 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、府は伝達された内容を周辺市町村に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) 原子力第一防災体制発令の連絡を受けた場合の対応

府〔文化環境部〕は、周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を強化し、結果を取りまとめ、第3編第3章1(2)アに規定する事故対策本部に報告するものとする。

(2) 初動段階の緊急時モニタリングの実施

府〔文化環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、関西電力株式会社から特定事象発生の通報を受けた場合、周辺への影響の把握という

線量率、水道水、葉菜等の環境試料)を強化し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとする。また、県は、原子力災害対策指針や国が定めるマニュアル等に基づく緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする。

さらに、県は、原子力規制委員会及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施するものとする。

(2) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針に基づき策定するものとされている。

原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するため、県は、関係省庁、原子力事業者等とともに会議に参画し、改定に協力するものとする。

(3) 緊急時モニタリングの実施

県は、原子力災害対策本部の総合調整のもと、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るため

報告し、同本部は、経済産業省、文部科学省、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとする。さらに、緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。

(3) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

府〔文化環境部〕は、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング計

観点から、(1)で強化したモニタリングを継続するとともに、結果を取りまとめ第3編第3章1(3)アに規定する災害対策本部に報告し、同本部は、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとする。また、府は、原子力災害対策指針や国が定めるマニュアル等に基づく緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする。

さらに、府は、原子力規制委員会及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施するものとする。

(3) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針に基づき策定するものとされている。

原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するため、府は、関係省庁、原子力事業者等とともに会議に参画し、改定に協力するものとする。

(4) 緊急時モニタリングの実施

府〔文化環境部〕は、原子力災害対策本部の総合調整のもと、周辺への放射性物質又は放射線に関する

に、緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。

(4) モニタリング結果の共有

県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を所在市町村及び関係周辺市町村に連絡するものとする。

(5) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

国、指定公共機関及び県は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

1. 県の活動体制

(1) 事故対策のための警戒態勢

① 警戒態勢

県は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、速や

面に基づき緊急時モニタリングを実施し、関係機関からの情報を含め、緊急時モニタリング結果をとりまとめ、第3編第3章1(3)アに規定する災害対策本部に報告し、同本部は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、連絡するものとする。

第3章 活動体制の確立

1 府の活動体制

(1) 重大なトラブル発生時の警戒態勢

府〔府民生活部〕は、重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合、必要に応じ、関係課連絡会議を

情報を得るために、緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、関係機関からの情報を含め、実施結果を取りまとめ、第3編第3章1(3)アに規定する災害対策本部に報告し、同本部は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、連絡するものとする。

(5) モニタリング結果の共有

府〔文化環境部〕は、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた府は、第3編第3章1(3)アに規定する災害対策本部に報告し、同本部は、その内容を府内関係市町に連絡するものとする。

(6) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

国、指定公共機関及び府〔健康福祉部〕は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第3章 活動体制の確立

1 府の活動体制

(1) 警戒事象発生時の警戒態勢

府〔府民生活部〕は、警戒事象の通報を受けた場合、必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報の収集、

かに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

(下記⑥参照)

開催し、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

なお、関係課連絡会議の構成等は別表1のとおりとする。

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

(2) 原子力第一防災体制が発令された際の警戒態勢

ア 事故対策本部の設置

府〔府民生活部〕は、原子力第一防災体制発令の連絡を受けた場合、その他知事が必要と認めた場合、知事を本部長とする事故対策本部を設置し、職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとし、関係市にその旨を連絡するものとする。

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

イ 事故対策本部の組織等

事故対策本部の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表2のとおりとする。

事故対策本部には事務局を設置する。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は危機管理・防災課職員、消防安全課職員、本部事務局要員、非常時専任職員とする。

ウ 事故対策本部の閉鎖

連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

なお、関係課連絡会議の構成等は別表1のとおりとする。

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

(2) 原子力第一防災体制発令時の警戒態勢

ア 事故対策本部の設置

府〔府民生活部〕は、原子力第一防災体制発令の連絡を受けた場合、その他知事が必要と認めた場合、知事を本部長とする事故対策本部を設置し、職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとし、府内関係市町にその旨を連絡するものとする。

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

イ 事故対策本部の組織等

事故対策本部の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表2のとおりとする。

事故対策本部には事務局を設置する。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、本部事務局要員、非常時専任職員とする。

ウ 事故対策本部の閉鎖

(下記(2)①を参照)

事故対策本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。

(7) 事故対策本部長が、高浜発電所の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

エ 事故対策支部の設置

事故対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、知事は、関係広域振興局ごとに広域振興局長を支部長とする事故対策支部を設置するよう当該広域振興局長に指示するものとする。

なお、事故対策支部の組織、構成等及び活動に必要な事項は、別に支部活動計画により定めるものとする。

(3) 特定事象発生の通報を受けた場合の態勢

ア 災害対策本部の設置

府は、原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合、関西電力株式会社が原災法第11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備及び府が設置する放射線測定所において $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合(ただし、当該数値が一地点のみにおいて検出された場合(検出された時間が10分間未満であるときに限る。))や落雷の時に検出された場合を除く。)、その他知事が

事故対策本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。

(7) 事故対策本部長が、発電所の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

エ 事故対策支部の設置

事故対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、知事は、関係広域振興局ごとに広域振興局長を支部長とする事故対策支部を設置するよう当該広域振興局長に指示するものとする。

なお、事故対策支部の組織、構成等及び活動に必要な事項は、別に支部活動計画により定めるものとする。

(3) 特定事象発生の通報を受けた場合の態勢

ア 災害対策本部の設置

府は、原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合、関西電力株式会社が原災法第11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備及び府が設置する放射線測定所において $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合(ただし、当該数値が一地点のみにおいて検出された場合(検出された時間が10分間未満であるときに限る。))や落雷の時に検出された場合を除く。)、その他知事が

(下記(3)を参照)

(下記(4)を参照)

必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるものとし、その旨を関係市に連絡するとともに、国、関係市及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

さらに、原則として、あらかじめ定められた者を本部長とする現地災害対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。

なお、原子力緊急事態宣言発出前における国への要請等については、国の原子力災害対策本部設置を前提としたものを除くものとする。

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

イ 災害対策本部の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表3のとおりとする。

災害対策本部には事務局を設置する。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は危機管理・防災課職員、消防安全課職員、本部事務局要員、非常時専任職員とする。

必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるものとし、その旨を府内関係市町に連絡するとともに、国、府内関係市町及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

さらに、原則として、あらかじめ定められた者を本部長とする現地災害対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。

なお、**原子力緊急事態宣言発出前における国への要請等については、国の原子力災害対策本部設置を前提としたものを除くものとする。**

また、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び措置等についての助言を受けるものとする。

イ 災害対策本部の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表3のとおりとする。

災害対策本部には事務局を設置する。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、本部事務局要員、非常時専任職員とする。

ウ 他の災害対策本部等との連携
複合災害が発生した場合におい

(下記(2)②を参照)

ウ 災害対策本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(イ) 災害対策本部長が、高浜発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

エ 災害対策支部の設置

災害対策本部の地方組織として、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事は、関係広域振興局ごとに広域振興局長を支部長とする災害対策支部を設置するよう当該広域振興局長に指示するものとする。

なお、災害対策支部の組織、構成等及び活動に必要な事項は、別に支部活動計画により定めるものとする。

オ 消防庁への報告

調査報告事項は火災・災害即報要領による。

カ 関係市等への連絡

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、この旨を国及び関係市の市長へ連絡するとともに、当該市の実施する災害応急

て、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

エ 災害対策本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(イ) 災害対策本部長が、発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

オ 災害対策支部の設置

災害対策本部の地方組織として、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事は、関係広域振興局ごとに広域振興局長を支部長とする災害対策支部を設置するよう当該広域振興局長に指示するものとする。

なお、災害対策支部の組織、構成等及び活動に必要な事項は、別に支部活動計画により定めるものとする。

カ 消防庁への報告

調査報告事項は火災・災害即報要領による。

キ 府内関係市町等への連絡

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、この旨を国及び府内関係市町の市町長へ連絡するとともに、当該市町の実施す

② 情報の収集

県は、特定事象又は警戒事象発生¹の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ 対策拠点施設の設営準備への協力

県は、特定事象又は警戒事象発生¹の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議²を対策拠点施設にて開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

⑤ 国等との情報の共有等

県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態³応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下

対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

キ 情報の収集

府〔府民生活部〕は、特定事象発生¹の通報を受けた場合、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るとともに国との連携を図り、事故の状況の把握に努めるものとする。

ク 対策拠点施設の設営準備への協力

府〔府民生活部〕は、特定事象発生¹の通報を受けた場合、関係市、福井県等と連携し、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。

ケ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

府〔府民生活部〕は、国が現地事故対策連絡会議²を対策拠点施設にて開催し、これに府の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

コ 国等との情報の共有等

府〔府民生活部〕は、対策拠点施設に派遣された職員に対し、府が行う応急対策の状況、緊急事態³応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図るものとする。

る災害⁴応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

ク 情報の収集

府〔府民生活部〕は、特定事象発生¹の通報を受けた場合、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るとともに国との連携を図り、事故の状況の把握に努めるものとする。

ケ 対策拠点施設の設営準備への協力

府〔府民生活部〕は、特定事象発生¹の通報を受けた場合、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。

コ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

府〔府民生活部〕は、国が現地事故対策連絡会議²を対策拠点施設にて開催し、これに府の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

サ 国等との情報の共有等

府〔府民生活部〕は、対策拠点施設に派遣された職員に対し、府が行う応急対策の状況、緊急事態³応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図るものとする。

(上記1(2)ウ、1(3)エに規定)

の基準によるものとする。

※ 警戒態勢の解除基準・・・略

(2) 災害対策本部の設置等

① 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。

② 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表のとおりとする。

別表・・・・・・・・略

(4) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部について

(上記(3)に規定)

(上記(3)に規定)

(上記(3)に規定)

ても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は別表のとおりである。

別表・・・・・・・・略

また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3. 専門家の派遣要請

県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、府は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定める。

また、府は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3. 専門家の派遣要請

府〔府民生活部〕は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、経済産業省に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

府〔府民生活部〕は、必要に応じ、「原子力災害時の相互応援に関する協定」、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「全国

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、府は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定める。

また、府は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3. 専門家の派遣要請

府〔府民生活部〕は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

府〔府民生活部〕は、必要に応じ、「原子力災害時の相互応援に関する協定」、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「全国

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

知事は、緊急事態応急対策又は

都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

府〔府民生活部〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は関係市から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

府警察本部は、必要に応じ、府公安委員会を通じ警察庁及び全国都道府県警察に対して広域緊急援助隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。

[資料] 2-6-9-①

原子力災害時の相互応援に関する協定

2-6-9-②

近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する協定

2-6-9-③

全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(2) 職員の派遣要請等

知事〔府民生活部〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求めるものとする。

知事〔健康福祉部〕は、緊急事態

都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

府〔府民生活部〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は府内関係市町から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

府警察本部は、必要に応じ、府公安委員会を通じ、警察庁の調整の下、全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

[資料] 2-6-9-1

原子力災害時の相互応援に関する協定

2-6-9-2

近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する協定

2-6-9-3

全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(2) 職員の派遣要請等

知事〔府民生活部〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求めるものとする。

知事〔健康福祉部〕は、緊急事態

原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5. 自衛隊の派遣要請等

知事は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。

また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

6. 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされて

応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5. 自衛隊の派遣要請等

知事〔府民生活部〕は、自ら自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市の市長から自衛隊の派遣要請の求めがあった場合は、原子力災害対策本部設置前においては直ちに、原子力災害対策本部設置後においては対策拠点施設における緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ直ちに派遣を要請するものとする。

知事が派遣を要請する際の手続き等については、府地域防災計画一般計画編第3編第29章自衛隊災害派遣計画に定めるところによるものとする。

応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5. 自衛隊の派遣要請等

知事〔府民生活部〕は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市町の市町長から要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。

知事が派遣を要請する際の手続き等については、府地域防災計画一般計画編第3編第29章自衛隊災害派遣計画に定めるところによるものとする。

また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

6. 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされて

いる。

県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7. 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 現地災害対策本部長、緊急時医療本部長、モニタリングセンター長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、

いる。

府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部〕は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7. 防災業務関係者の安全確保

府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

府は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、原子力災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

ア 府現地災害対策本部長、府災害対策支部長、緊急時医療本部長、モニタリングセンター長は、必要に応じその管轄する防災業務関係

6. 防災業務関係者の安全確保

府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、緊急事態応急対策に係わる府及び関係市の防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

府は、府及び関係市の防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、現場指揮者等との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、原子力災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(下記（3）参照)

防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、現地災害対策本部長は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

- ② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達のを要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

- ① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。
- ② 県は県職員の被ばく管理を行うものとする。
- ③ 県の放射線防護を担う班は、現地災害対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。
- ④ 県の本部の放射線防護を担う班

者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、府現地災害対策本部長は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

- イ 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、府現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

- ア 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。
- イ 府の防災業務関係者の放射線防護を担う班を府中丹災害対策支部に置くものとする。
- ウ 府の防災業務関係者の放射線防護を担う班は、府中丹災害対策支部管内に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。
- エ 府の防災業務関係者の放射線防

(2) 防災業務関係者の被ばく管理

ア 防災業務関係者の被ばく管理については、原則として各機関独自で行うものとし、防災指針の防災業務関係者の放射線防護に係る防護指標に基づき行うものとする。

イ 府の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を府中丹災害対策支部に置くものとする。

ウ 府の防災業務関係者の被ばく管理を担う班は、府中丹災害対策支部管内に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。

エ 府の防災業務関係者の被ばく管

及びモニタリングセンターは、緊急時医療本部及び緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

- ⑤ 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ⑥ 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、所在市町村及び関係周辺市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

理を担う班及びモニタリングセンターは、緊急時医療センター及び緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

[資料] 2-5-2-④

緊急被ばく医療現地派遣チーム

- オ 府〔府民生活部〕は、府及び関係市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- カ 府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、府及び関係市の防災業務関係者等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

表・・・略

(3) 防護対策

ア 府現地災害対策本部長、府中丹災害対策支部長、緊急時医療センター長、モニタリングセンター長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の

護を担う班及びモニタリングセンターは、緊急時医療センター及び緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

[資料] 2-5-2-4

緊急被ばく医療現地派遣チーム

- オ 府〔府民生活部〕は、応急対策活動を行う府及び府内関係市町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- カ 府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、府及び府内関係市町の応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、府内関係市町及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

(2)へ

装着及びヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、府現地災害対策本部長は、関係市やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及びヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、府現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達
の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

【原子力発電所の場合】

(1) 県は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、PAZを

第4章 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合において、府〔府民生活部〕は、防災指針に定める下表1の「屋内退避及び避難等に関する指標」に基づき屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難を実施することとする。また、地域の特性を考慮した効果的な防護対策を実施するため、緊急時モニタリングの結果等を分析して得た予測線量が下表2の「原子力

第4章 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 府〔府民生活部〕は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、PAZを含む舞鶴市に対し、住

含む市町村に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

また、県は、国と連携し、緊急時放射線モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町村に対し、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

なお、県の知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(2) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提

災害時の退避・避難のための初期活動開始指標」の線量区分に該当すると認められる場合は、直ちに、国、原子力防災専門官、国の専門家、関係市等と協議して、退避等措置の実施について準備を開始することとし、退避等が必要となった場合には、防護対策区域を決定するとともに、同区域の住民等に対する屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言が発出された場合において、府〔府民生活部〕は、内閣総理大臣の指示に従い、関係市に対し、住民等に対する屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

なお、この場合においても、下表2の「原子力災害時の退避・避難のための初期活動開始指標」に基づき初期活動を行うものとする。

表1・・・略

表2・・・略

(3) 府〔府民生活部〕は、住民等の避難誘導に当たっては、関係市に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には舞鶴市と連携し国に要請するものとする。

また、府〔府民生活部、文化環境部〕は、国と連携し、緊急時放射線モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町に対し、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

なお、知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(2) 府〔府民生活部〕は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、府はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対

供するものとする。

(3) 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

(4) 県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

【原子力発電所以外の原子力施設の場合】

(1) 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必

しても情報提供するものとする。

(3) 府〔府民生活部〕は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

(4) 府〔府民生活部〕は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。この場合、府は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

なお、府域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

(2) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(3) 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等に対しても情報提供するものとする。

(4) 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

2. 避難場所

(1) 県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、

(5) 府〔農林水産部〕は、被害が予想される海域内の漁船に対し避難情報等を提供し、安全な海域への避難誘導をするものとする。

[資料] 2-5-3-⑥
漁業無線設備

(5) 府〔農林水産部〕は、被害が予想される海域内の漁船に対し避難情報等を提供し、安全な海域への避難誘導をするものとする。

[資料] 2-5-3-6
漁業無線設備

2 避難場所

(1) 府〔府民生活部〕は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等

住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。

(2) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難場所に收容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。

(3) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講

の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。

(2) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難場所に收容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について府及び市町村に提供するものとする。

(3) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料・衣服の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状

じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (4) 県は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、県は市町村と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男

態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、府は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、府は市町村と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所の運営における女性の

女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

- (6) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。
- (8) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- (9) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やか

参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

- (6) 府〔府民生活部〕は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 府〔健康福祉部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。
- (8) 府〔府民生活部、建設交通部〕は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- (9) 府〔健康福祉部、建設交通部〕は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早

に国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

3. 広域一時滞在

- (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。

期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在

- (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。
- (2) 府〔府民生活部〕は、市町村から協議要求があった場合、関西広域連合及び他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行う

(3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

(4) 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。

県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。

(5) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。

県は、原子力事業者と連携し、国の

ものとする。

(3) 国は、府から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、府は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

(4) 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。

府〔府民生活部〕は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。

(5) 府〔府民生活部〕は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、

協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。

5. 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

6. 災害時要援護者等への配慮

(1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定

関西電力株式会社と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。

5 安定ヨウ素剤の予防服用

府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

6 災害時要配慮者等への配慮

(1) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、ユニバーサルデザインの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定

2 要配慮者等への配慮

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、国の協力を得て、関係市が行う避難誘導、情報提供及び避難所の生活環境の整備に当たっては、要配慮者及び外国人に十分配慮して行うよう助言するとともに、必要な協力を行うものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるよう助言するとともに、必要な協力を行うものとする。

めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

7. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校

めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、府に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、府〔健康福祉部〕は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。府内の医療機関では転院に対処できない場合は、**関西広域連合及び他の都道府県並びに国**に対し、受入れ協力を要請するものとする。

- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、府に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、府〔健康福祉部〕は、被災施設からの転所が府内の他の施設では対処できない場合は、**関西広域連合及び他の都道府県並びに国**に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校

時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

県は、市町村長等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

3. 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

府〔建設交通部、警察本部〕は、避難の勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。

時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、府又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

(1) 府〔建設交通部、警察本部〕は、市町村長等が設定した警戒区域若しくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(2) 府警察本部は府内関係市町と連携し、人命の安全第一に、住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動を行うとともに住民等の避難状況を確認するものとする。

旧第4章5(1)より

10. 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供

4 飲食物、生活必需品等の供給

府〔健康福祉部、商工労働観光部、農林水産部〕は、関係市からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達

また、避難誘導に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要、その他の避難に資する情報の伝達に努めるとともに、活動を行うに当たっては、要配慮者及び外国人に十分配慮するものとする。

(3) 第八管区海上保安本部は、府内関係市町の市町長の要請に基づき、又は第3編第4章1(1)の場合であって関係市町の市町長に避難指示・勧告のいとまがないと認められるときは、航行船舶又は停泊中の船舶に対し警報し、安全な場所への避難を指示するものとする。

(4) 第八管区海上保安本部は、海上の治安維持を確保し、被害の状況、緊急度を考慮して、航行制限等の交通規制を行う。

(5) 府内関係市町の市町長は、あらかじめ定める避難等措置計画に基づき、原則として、警察官、消防職員等の誘導のもとに住民等を退避、コンクリート屋内退避又は避難させるものとする。

[資料] 2-5-3-⑤

有線放送設備

2-5-3-⑥

漁業無線設備

3-4-7-①

広報車両保有台数

10 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 府〔府民生活部〕は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニ

給・分配が行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

- (2) 被災した県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 被災した県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。
- (4) 被災した県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。
- (5) 被災した県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、

等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。

ーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

- (2) 府〔府民生活部〕は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 府〔府民生活部〕及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。
- (4) 府〔府民生活部〕は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。
- (5) 府〔府民生活部〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示

当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

5 府警察本部等における原子力災害発生時の措置

(1) 屋内退避、避難誘導

府警察本部は関係市と連携し、人命の安全第一に、住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動を行うとともに住民等の避難状況を確認するものとする。

また、避難誘導に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要、その他の避難に資する情報の伝達に努めるとともに、活動を行うに当たっては、要配慮者及び外国人に十分配慮するものとする。

(2) 犯罪の予防等社会秩序の維持

府警察本部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報等の提供を行い、速やかな治安確保に努めるものとする。

また、府警察本部は、関係市の市長が避難のための立ち退きのための勧告又は指示等を行った区域につい

して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第4章9(2)へ

第5章(2)へ

ては、関係機関とともに、勧告又は指示の実効を上げるために立入制限区域又は立入禁止区域の設定等の必要な措置をとるものとする。

なお、第3編第4章1(1)の場合であって関係市の市長に避難の勧告又は指示のいとまがないと認められるときは、住民等に対し、屋内退避、避難等の指示を行うものとする。

(3) 緊急輸送のための交通の確保

府警察本部は、被害の状況、緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。

特に、国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

[資料] 2-8-2-①
交通規制計画

(4) 周辺住民等への情報伝達活動

府警察本部は、周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、交通規制その他の状況等に関する情報を伝達するものとする。

6 第八管区海上保安本部における措置

(1) 警報の伝達と避難の指示

第八管区海上保安本部は、関係市の市長の要請に基づき、又は第3編第4章1(1)の場合であって関係市の市長に避難指示・勧告のいとまがないと認められるときは、航行船舶又は停泊中の船舶に対し警報し、安全な場所への避難を指示するものとする。

第7章(2)1とほぼ内容
同じ

第9章1(7)へ

とする。

(2) 海上における安全の確保

第八管区海上保安本部は、海上の治安維持を確保し、被害の状況、緊急度を考慮して、航行制限等の交通規制を行う。

7 関係市における措置

関係市の市長は、あらかじめ定める避難等措置計画に基づき、原則として、警察官、消防職員等の誘導のもとに住民等を退避、コンクリート屋内退避又は避難させるものとする。

[資料] 2-5-3-⑤

有線放送設備

2-5-3-⑥

漁業無線設備

3-4-7-①

広報車両保有台数

第5節 治安の確保及び火災の予防

県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第5章 治安の確保及び火災の予防

(1) 府〔府民生活部〕は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

(2) 府警察本部は、緊急事態応急対策

旧第4章5(2)より

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。

(2) 県は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国

第5章 飲料水、飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

府〔健康福祉部〕は、防災指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるように関係市に指示するものとする。

表・・・略

2 農林水産物の採取及び出荷制限

府〔農林水産部〕は、防災指針を踏

実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報等の提供を行い、速やかな治安確保に努めるものとする。

また、府警察本部は、府内関係市町の市町長が避難のための立ち退きのための勧告又は指示等を行った区域については、関係機関とともに、勧告又は指示の実効を上げるために立入制限区域又は立入禁止区域の設定等の必要な措置をとるものとする。

なお、第3編第4章1(1)の場合であって府内関係市町の市町長に避難の勧告又は指示のいとまがないと認められるときは、住民等に対し、屋内退避、避難等の指示を行うものとする。

第6章 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 府〔健康福祉部、農林水産部〕は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。

(2) 府〔健康福祉部、農林水産部〕は、原子力災害対策指針の指標や食品衛

の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、又は市町村に指示するものとする。

〔資料〕 2-5-2-㉔

農林水産物の生産及び出荷状況

3 飲料水及び飲食物の供給

府〔健康福祉部、農林水産部〕は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を関係市の市長に指示したときは、府地域防災計画一般計画編第3編第11章の給水計画及び第3編第9章の食料供給計画に基づき、関係市と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

〔資料〕 2-5-2-㉓

給水状況

生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

県は、応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー

第6章 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

府〔府民生活部〕は、関係市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な要員及び資機材の輸送、対応方針を定める少人数のグループのメン

第7章 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

府〔府民生活部〕は、応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループ

- 第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

※ 緊急輸送の範囲・・・略

バーの輸送

- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 対応方針を決める少人数のグループのメンバー（国及び府の現地対策本部長、関係市の災害対策本部長等、災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等））及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とする

のメンバーの輸送

- 第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 対応方針を決める少人数のグループのメンバー（国及び府の現地対策本部長、府内関係市町の災害対策本部長等、災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等））及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とする

(3) 緊急輸送体制の確立

① 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

② 県は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、周辺市町村や周辺県に支援を要請するものとする。

別表・・・・・・・・略

③ 県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2. 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手

もの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 府〔府民生活部、建設交通部、警察本部〕は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を考慮し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 府〔府民生活部、建設交通部〕は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接府県に支援を要請するものとする。

ウ 府〔府民生活部〕は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

府警察本部等は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。

特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に実施するものとする。

[資料] 2-8-2-①
交通規制計画

もの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 府〔府民生活部、建設交通部、警察本部〕は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、道路交通の状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 府〔府民生活部、建設交通部〕は、人員、車両等の調達に関して、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や関西広域連合及び他の都道府県に支援を要請するものとする。

ウ 府〔府民生活部〕は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

府警察本部等は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手

続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県警察は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1. 救助・救急及び消火活動

(1) 県は、市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 県は、市町村から救助・救急及び

(2) 交通の確保

府警察本部等は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

府警察本部等は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、社団法人京都府警備業協会との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

府警察本部等及び道路管理者は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとるものとする。

第7章 救助・救急及び医療活動

1 救助・救急活動

(1) 府〔府民生活部〕は、関係市の行う救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は関西電力株式会社その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 府〔府民生活部〕は、関係市から

続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

[資料] 2-8-2-1
交通規制計画

(2) 交通の確保

府警察本部等は、現地の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、道路交通の状況を迅速に把握するものとする。

府警察本部等は、緊急輸送を確保するため、道路交通の状況に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、社団法人京都府警備業協会との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

府警察本部等及び道路管理者は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとるものとする。

第8章 救助・救急及び医療活動

1 救助・救急活動

(1) 府〔府民生活部〕は、府内関係市町の行う救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は関西電力株式会社その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 府〔府民生活部〕は、府内関係市

消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 県は、市町村から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市町村への進入経路及び集結（待機）場所

2. 医療活動等

救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、府内市町村（関係市を除く。）、関西電力株式会社等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 府〔府民生活部〕は、関係市から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から府内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁等に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係市に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ア 救助・救急の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 関係市への進入経路及び集結（待機）場所

[資料] 3-7-1-①
消防機関の救急車両

2 医療活動等

(1) 府〔健康福祉部〕は、災害対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、災害対策本部のもとに、緊急時医療センターを設置する。

町から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、府内他市町村、関西電力株式会社等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 府〔府民生活部〕は、府内関係市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から府内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った府内関係市町に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ア 救助・救急の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 府内関係市町への進入経路及び集結（待機）場所

[資料] 3-7-1-①
消防機関の救急車両

2 医療活動等

(1) 府〔健康福祉部〕は、災害対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、災害対策本部のもとに、緊急時医療センターを設置する。

(1) 県は、緊急時医療本部に各医療関係者等よりなる医療班、救護班等を別表のように編成し、緊急医療活動を行う。

別表・・・・・・・・略

また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学付属病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(2) 医療班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

緊急時医療センターは、次の機関で組織する。

- ア 京都府
- イ 緊急被ばく医療派遣チーム
- ウ 日本赤十字社京都府支部
- エ 社団法人京都府医師会

(2) 緊急時医療センターは、初期被ばく医療機関等からなる医療救護班等を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の二次被ばく医療機関、地域の三次被ばく医療機関等に対して患者の受入を要請する。

また、府は、必要と認められる場合は、国立病院機構病院、京都大学医学部附属病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(3) 医療救護班等及び地域救急医療機関は、必要に応じて三次被ばく医療機関、二次被ばく医療機関を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

[資料] 2-5-2-④

緊急被ばく医療現地派遣チーム

2-5-2-⑭

緊急時医療センターは、次の機関で組織する。

- ア 京都府
- イ 緊急被ばく医療派遣チーム
- ウ 日本赤十字社京都府支部
- エ 社団法人京都府医師会

(2) 緊急時医療センターは、初期被ばく医療機関等からなる医療救護班等を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の二次被ばく医療機関、地域の三次被ばく医療機関等に対して患者の受入を要請する。

また、府は、必要と認められる場合は、国立病院機構病院、京都大学医学部附属病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(3) 医療救護班等及び地域救急医療機関は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、関西電力株式会社等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

[資料] 2-5-2-④

(3) 県は、原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。

(4) 県は、自ら必要と認める場合又は市町村等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防

被ばく医療施設
2-5-2-㉔
医療活動用資機材の配備状況
図・・・略

(4) 府〔健康福祉部〕は、周辺環境中の放射性ヨウ素量の増加により周辺住民に甲状腺被ばくによる障害が懸念される場合などにおいて、原子力災害現地対策本部より安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、関係市の市長に対し安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、国の専門家等と協議し服用を指示するものとする。

また、関係市の市長は、必要な安定ヨウ素剤を迅速かつ的確に配布できるようあらかじめ安定ヨウ素剤配布計画を定めておくものとする。

(5) 府〔府民生活部〕は、自ら必要と認める場合又は関係市等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第8章 住民等への的確な情報伝達活動

緊急被ばく医療現地派遣チーム
2-5-2-17
被ばく医療施設
2-5-2-32
医療活動用資機材の配備状況
図・・・略

(4) 府〔健康福祉部〕は、原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。

(5) 府〔府民生活部〕は、自ら必要と認める場合又は府内関係市町等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第9章 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防

止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1. 住民等への情報伝達活動

(1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 県は、住民等への情報提供にあたっては国及び応急対策実施区域を含む市町村と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間

1 住民等への情報伝達活動

(1) 府〔府民生活部〕は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、府のあらゆる広報手段を用いて次に掲げる事項について住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

ア 事故が発生した施設名、発生時刻

イ 事故の状況と今後の予想

ウ 各地域住民のとりべき行動についての指示

(2) 府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、住民等への情報提供にあたっては国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、国や関係市と連携し、情報の一元化を図る

止し、住民等の心情の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 府〔府民生活部〕は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、府のあらゆる広報手段を用いて次に掲げる事項について住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

ア 事故が発生した施設名、発生時刻

イ 事故の状況と今後の予想

ウ 各地域住民のとりべき行動についての指示

(2) 府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、住民等への情報提供に当たっては国及び応急対策実施区域を含む市町村と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。

がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

※県の広報体制・・・・・・・・略

※県が行う広報事項・・・・・・・・略

(3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 県は、情報伝達に当たって、広報

とともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

住民等に対する指示伝達及び広報システムは、別に定める。

(3) 府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、府が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、住民等の心の安定及び要配慮者、外国人等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 府〔広報課、府民生活部〕は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び関西電力株式会社と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 府〔広報課、府民生活部、文化環

る。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

住民等に対する指示伝達及び広報システムは、別に定める。

(3) 府〔知事直轄組織、府民生活部〕は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、府が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、住民等の心情の安定及び災害時要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 府〔広報課、府民生活部〕は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び関西電力株式会社と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 府〔広報課、府民生活部、文化環

誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(6) 県は、避難状況の確実な把握に向けて、市(町村)が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市(町村)の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応
県は、国、応急対策実施区域を含む

境部]は、情報伝達に当たって、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

境部]は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(6) 府[広報課、府民生活部]は、避難状況の確実な把握に向けて、市町村が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。

(7) 府警察本部は、周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、交通規制その他の状況等に関する情報を伝達するものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応
府[府民生活部、南丹広域振興局、

市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。

は、国、関係市等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

3 関係市長のとりべき措置

関係市の市長は、被害予想地域の住民に対し、住民がとりべき応急対策等の実施について、広報車、有線放送等あらゆる通報手段を用いて的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

〔資料〕 2-5-3-⑤

有線放送設備

2-5-3-⑥

漁業無線設備

3-4-7-①

広報車両保有台数

4 第八管区海上保安本部長のとりべき措置

第八管区海上保安本部長は、海上の船舶に対し、船舶がとりべき応急対策について、的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

中丹広域振興局、丹後広域振興局は、国、応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

3 府内関係市町長のとりべき措置

府内関係市町の市町長は、被害予想地域の住民に対し、住民がとりべき応急対策等の実施について、広報車、有線放送等あらゆる通報手段を用いて的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

〔資料〕 2-5-3-⑤

有線放送設備

2-5-3-⑥

漁業無線設備

3-4-7-①

広報車両保有台数

4 第八管区海上保安本部長のとりべき措置

第八管区海上保安本部長は、海上の船舶に対し、船舶がとりべき応急対策について、的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

第10章 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、府及び国、関係団体は、適切に対応する。

1. ボランティアの受入れ等

県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市（町・村）の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮

1. ボランティアの受入れ等

府〔府民生活部、健康福祉部〕及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け付け、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の都道府県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・

した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示

配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受け入れ

義援金の使用については、府が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第11章 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 府〔府民生活部、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

(2) 府〔府民生活部、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(3) 府〔府民生活部、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎

を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

【暫定計画第9 水資源対策】

- 1 水道事業者及び水道用水供給業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染の恐れがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。
- 2 水道事業者等及び下水道管理者は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。
- 3 放射線物質の放出により、琵琶湖をはじめとする水源が広域的に汚染されることが予想されるため、関西広域連合において、飲料水や生活用水への影響、使

等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第12章 水資源対策

- (1) 水道事業者及び水道用水供給業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染の恐れがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。
- (2) 水道事業者等及び下水道管理者は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。
- (3) 放射線物質の放出により、琵琶湖をはじめとする水源が広域的に汚染されることが予想されるため、関西広域連合において、飲料水や生活用水への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。

用を控える必要が生じた場合の
対策等を検討する。

【暫定計画第10 家庭動物等対策】

災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想されるため、府〔健康福祉部・農林水産部〕は、緊急時の家庭動物等の収容及び救護のため、収容施設並びに飼養機材及び医薬品の整備を進めるとともに、関係市町に対し避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設を整備するよう助言するものとする。

第9章 関西電力株式会社の行う 応急対策

関西電力株式会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防止し又は災害の拡大を防止するため、高浜発電所における災害に関する予防、復旧及び情報連絡並びに非常時においてとるべき応急措置については、高浜発電所原子力事業者防災業務計画に定める他、関西電力規程要則等によりその細部を規定し防災事務の円滑な推進を図るとともに、次の応急措置を講じる。

1 災害状況の把握

第13章 家庭動物等対策

(1) 府〔健康福祉部〕は、災害時動物救護マニュアルにより、飼い主とはぐれたペットの対応や特定動物の飼養者に対する指導体制を整備する。

(2) 府〔健康福祉部〕は、市町村に対して避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設を整備するよう要請する。

(3) 府〔健康福祉部〕は、収容施設に収容された家庭動物に対して、飼養機材の速やかな配布及び負傷動物の速やかな治療ができるよう関係団体に要請する。

第14章 関西電力株式会社の行う 応急対策

関西電力株式会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防止し又は災害の拡大を防止するため、発電所における災害に関する予防、復旧及び情報連絡並びに非常時においてとるべき応急措置については、発電所原子力事業者防災業務計画に定める他、関西電力規程要則等によりその細部を規定し防災事務の円滑な推進を図るとともに、次の応急措置を講じる。

1 災害状況の把握

関西電力株式会社は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、原子力緊急時対策本部を設置する。

原子力緊急時対策本部は、災害の状況について、本部構成員が次の事項の把握に努め逐次本部長に報告する。

(把握事項)

- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所
- (3) 事故の原因、状況及びとりつある措置
- (4) 災害範囲及び程度と拡大性の有無
- (5) 気象状況
- (6) 人身事故の有無
- (7) 発電所周辺地域において実施中の放射線測定結果
- (8) 知事、関係市の市長等に対する要請事項
- (9) 事後の連絡場所
- (10) その他必要事項

2 傷病者等の救出

原子力緊急時対策本部は、被ばく者、傷病者が発生した時は、発電所で定める「非常災害対策所達」によるほか「救急対策所則」により迅速、的確かつ円滑な処置対策を図るものとする。

3 外来者の退避及び立入制限措置

原子力緊急時対策本部は、災害が発生した場合、発電所長の決定に基づく災害対策本部の活動により災害種別ごとにそれぞれ外来者を指定す

関西電力株式会社は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、原子力緊急時対策本部を設置する。

原子力緊急時対策本部は、災害の状況について、本部構成員が次の事項の把握に努め逐次本部長に報告する。

(把握事項)

- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所
- (3) 事故の原因、状況及びとりつある措置
- (4) 災害範囲及び程度と拡大性の有無
- (5) 気象状況
- (6) 人身事故の有無
- (7) 発電所周辺地域において実施中の放射線測定結果
- (8) 知事、関係市の市長等に対する要請事項
- (9) 事後の連絡場所
- (10) その他必要事項

2 傷病者等の救出

原子力緊急時対策本部は、被ばく者、傷病者が発生した時は、発電所で定める「非常災害対策所達」によるほか「救急対策所則」により迅速、的確かつ円滑な処置対策を図るものとする。

3 外来者の退避及び立入制限措置

原子力緊急時対策本部は、災害が発生した場合、発電所長の決定に基づく災害対策本部の活動により災害種別ごとにそれぞれ外来者を指定す

る場所に退避させるとともに、災害の状況に応じ、立入制限区域を設定する。

また、交通遮断を必要とするときは、その旨を防災機関に連絡する。

4 災害の拡大防止措置

原子力緊急時対策本部は、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 災害の拡大防止に必要な機械、電気設備の応急補修作業
- (2) 汚染、被ばく、拡大防止対策のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握
- (3) 立入制限区域の設定
- (4) 危険物施設の防護措置

5 放射性物質等により発電所区域外に影響を及ぼす場合、又は影響を及ぼす恐れのある場合の措置

原子力緊急時対策本部は、発電所区域外についても災害状況の把握、防災機関に対する緊密な連絡体制の確保、災害の拡大防止措置などを行うとともに、傷病者等の救出ならびに退避及び危険区域の立入制限などの措置について、府及び関係市並びに防災機関に協力して積極的にこれを行うものとする。

なお、高浜発電所において、前記の措置が困難な場合には関西電力株式会社の他事業所より支援を受けるものとする。

6 住民広報窓口の設置

関西電力株式会社は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設

る場所に退避させるとともに、災害の状況に応じ、立入制限区域を設定する。

また、交通遮断を必要とするときは、その旨を防災機関に連絡する。

4 災害の拡大防止措置

原子力緊急時対策本部は、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 災害の拡大防止に必要な機械、電気設備の応急補修作業
- (2) 汚染、被ばく、拡大防止対策のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握
- (3) 立入制限区域の設定
- (4) 危険物施設の防護措置

5 放射性物質等により発電所区域外に影響を及ぼす場合、又は影響を及ぼす恐れのある場合の措置

原子力緊急時対策本部は、発電所区域外についても災害状況の把握、防災機関に対する緊密な連絡体制の確保、災害の拡大防止措置などを行うとともに、傷病者等の救出ならびに退避及び危険区域の立入制限などの措置について、府及び関係市並びに防災機関に協力して積極的にこれを行うものとする。

なお、高浜発電所において、前記の措置が困難な場合には関西電力株式会社の他事業所より支援を受けるものとする。

6 住民広報窓口の設置

関西電力株式会社は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設

置するものとする。

置するものとする。

府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）（第4編 原子力災害中長期対策計画）

国のマニュアル	府計画・暫定計画（現行）	府計画改定素案	備考
<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p>	<p>第4編 原子力災害復旧対策計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>本編は、原災法第15条第4項の規定により原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策等を定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2章 高浜発電所の防災体制の解除</p> <p>関西電力株式会社は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合においては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、府、福井県及び関係市町の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができるとされている。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言が発出されていない場合においては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、原子力防災専門官の助言を受けて、府、福井県及び関係市町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断したときには、原子力防災体制を解除す</p>	<p>第4編 原子力災害中長期対策計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>本編は、原災法第15条第4項の規定により原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策等を定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2章 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除</p> <p>関西電力株式会社は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合においては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、府、福井県及び関係市町の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができるとされている。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言が発出されていない場合においては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、原子力防災専門官の助言を受けて、府、福井県及び関係市町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断したときには、原子力防災体制を解除することができるとされている。</p>	

ることができる」とされている。

府〔府民生活部〕は、高浜発電所から原子力防災体制を解除することにつき意見聴取があった場合において、専門家の意見も聴いた上で回答するものとする。

第3章 現地事後対策連絡会議への職員の派遣

府〔府民生活部〕は、原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、国が現地事後対策連絡会議を対策拠点施設において開催したときは、あらかじめ定められた職員を派遣し、講ずべき事後対策の確認等を行うものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、市町村が避難区域等を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第4章 放射性物質による汚染の除去等

府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部、農林水産部、建設交通部ほか〕は、国、関係市その他の関係機関とともに、関西電力株式会社が行う放射性物質に汚染された物質の除去及び除染

府〔府民生活部〕は、高浜発電所及び大飯発電所から原子力防災体制を解除することにつき意見聴取があった場合において、専門家の意見も聴いた上で回答するとともに、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3章 現地事後対策連絡会議への職員の派遣

府〔府民生活部〕は、原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、国が現地事後対策連絡会議を対策拠点施設において開催したときは、あらかじめ定められた職員を派遣し、講ずべき事後対策の確認等を行うものとする。

第4章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

府〔府民生活部〕は、市町村が避難区域等を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第5章 放射性物質による環境汚染への対処

府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部、農林水産部、建設交通部ほか〕は、国、市町村、関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

作業に協力するものとする。

第5節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

第5章 各種制限措置の解除

府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部、農林水産部、建設交通部、警察本部〕は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除するとともに、関係市及び関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

なお、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び各種制限措置の解除等についての助言を受けるものとする。

第6章 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

府〔文化環境部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び関西電力株式会社と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第7章 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

第6章 各種制限措置の解除

府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部、農林水産部、建設交通部、警察本部〕は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

なお、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び各種制限措置の解除等についての助言を受けるものとする。

第7章 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

府〔文化環境部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び関西電力株式会社と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第8章 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

2. 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3. 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

(1) 県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置に

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、関係市が、避難、コンクリート屋内退避及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

〔資料〕 4-7-1-①
被災地住民登録票

2. 影響調査の実施

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、必要に応じ観光業、農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3. 災害対策措置状況の記録

府は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

府〔府民生活部、健康福祉部〕は、府内関係市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

〔資料〕 4-7-1-1
被災地住民登録票

2. 影響調査の実施

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、必要に応じ観光業、農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3. 災害対策措置状況の記録

府〔府民生活部〕は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第9章 被災者等の生活再建等の支援

(1) 府〔府民生活部、健康福祉部、商工労働観光部、建設交通部〕は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 府〔府民生活部〕は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援

ついて、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

- (3) 県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第8章 風評被害等の影響の軽減

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国及び関係市と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための広報活動を行うものとする。

【暫定計画第8 風評被害の影響の軽減】

- 1 府〔知事直轄組織・府民生活部〕は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を

助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

- (3) 府〔府民生活部〕は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第10章 風評被害等の影響の軽減

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国及び市町村と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止に努めるとともに、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通や観光客の来訪等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

考慮し、緊急時における心理的動揺あるいは混乱・誤解をおさえるため、あらゆる手段を用いた正確な情報提供と広報を行うものとする。

2 府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国、関西広域連合及び市町村等関係機関をはじめ、経済及び農林水産業団体等の関係団体と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、放射性物質又は放射線の放出による周辺環境等への影響について、迅速かつ的確に広報するとともに、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のためのイベント等を行うものとする。

第10節 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第9章 被災中小企業、被災農林漁業者等に対する支援

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国、政府系金融機関等と連携し、必要に応じ被災中小企業に対して、融資相談等の実施、制度融資の活用等による経営安定対策を講ずるとともに、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の安定を図るための資金を低利で貸し付けるものとする。

また、被災中小企業、被災農林漁業者等に対する援助、助成措置について

第11章 被災中小企業、被災農林漁業者等に対する支援

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国、政府系金融機関等と連携し、必要に応じ被災中小企業に対して、融資相談等の実施、制度融資の活用等による経営安定対策を講ずるとともに、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の安定を図るための資金を低利で貸し付けるものとする。

また、被災中小企業、被災農林漁業者等に対する援助、助成措置について

第11節 心身の健康相談体制の整備

県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第12節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10章 心身の健康相談体制の整備

府〔健康福祉部〕は、国及び関係市とともに、高浜発電所の周辺地域の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

第11章 生活関連物資の受給及び価格の監視・調査

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国と連携し、特に被災地及び周辺地域における食料等の生活関連物資の需給状況及び価格の動向を監視・調査し、速やかにその結果を公表するものとする。

広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第12章 心身の健康相談体制の整備

府〔健康福祉部〕は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町村とともに、高浜発電所及び大飯発電所の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第13章 生活関連物資の受給及び価格の監視・調査

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国と連携し、特に被災地及び周辺地域における食料等の生活関連物資の需給状況及び価格の動向を監視・調査し、速やかにその結果を公表するものとする。

第14章 復旧・復興事業からの暴力団排除

府警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、業界団体等に必要働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。